

第 4 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成26年10月24日

(平成25年度決算)

(農林水産部・土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成26年10月24日(金曜日)

午前 9 時59分開議  
 午前11時22分休憩  
 午前11時24分開議  
 午前11時56分休憩  
 午後 1 時 0 分開議  
 午後 2 時13分休憩  
 午後 2 時17分開議  
 午後 2 時52分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第40号 平成25年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 平成25年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成25年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成25年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成25年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成25年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 平成25年度熊本県就農支援資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(8人)

委員長 岩 下 栄 一  
 副委員長 田 代 国 広  
 委員 鬼 海 洋 一

委員 平 野 みどり  
 委員 堤 泰 宏  
 委員 溝 口 幸 治  
 委員 内 野 幸 喜  
 委員 緒 方 勇 二  
 委員 九 谷 高 弘

欠席委員(1人)

委員 橋 口 海 平

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅 本 茂  
 政策審議監 濱 田 義 之  
 経営局長 山 口 達 人  
 生産局長 山 中 典 和  
 農村振興局長 小 柳 倫太郎  
 森林局長 岡 部 清 志  
 水産局長 平 岡 政 宏  
 首席審議員兼  
 農林水産政策課長 田 中 純 二  
 団体支援課長 山 口 洋 一  
 農地・農業振興課長 本 田 充 郎  
 農地・農業振興課政策監 川 口 卓 也  
 担い手・企業参入支援課長 國 武 慎一郎  
 流通企画課長 西 山 英 樹  
 むらづくり課長 潮 崎 昭 二  
 農業技術課長 園 田 誠  
 農産課長 下 舞 睦 哉  
 園芸課長 古 場 潤 一  
 畜産課長 矢 野 利 彦  
 首席審議員兼農村計画課長 荻 野 憲 一  
 農地整備課長 池 田 雄 一  
 技術管理課長 原 俊 彦  
 首席審議員兼森林整備課長 長崎屋 圭 太  
 林業振興課長 江 上 憲 二

森林保全課長 塩 木 康 博  
 水産振興課長 平 山 泉  
 漁港漁場整備課長 原 田 高 臣  
 土木部  
 部 長 猿 渡 慶 一  
 総括審議員兼  
 河川港湾局長 渡 邊 茂  
 政策審議監 金 子 徳 政  
 道路都市局長 手 島 健 司  
 建築住宅局長 平 井 章  
 監理課長 成 富 守  
 用地対策課長 久 保 隆 生  
 土木技術管理課長 古 澤 章 吾  
 道路整備課長 宮 部 静 夫  
 道路保全課長 高 永 文 法  
 都市計画課長 松 永 信 弘  
 下水環境課長 宮 本 秀 一  
 河川課長 持 田 浩  
 政策監兼  
 河川開発室長 村 上 義 幸  
 港湾課長 平 山 高 志  
 砂防課長 緒 方 進 一  
 建築課長 田 邊 肇  
 営繕課長 深 水 俊 博  
 住宅課長 清 水 照 親

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明  
 首席審議員兼会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局 長 牧 野 俊 彦  
 監査監 千 羽 一 樹

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守  
 議事課主幹 黒 岩 雅 樹  
 議事課課長補佐 井 隆 彦

午前9時59分開会

○岩下栄一委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に農林水産部の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしております。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと考えます。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、農林水産部長から決算概要の説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

○梅本農林水産部長 25年度の決算の全体概要の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました「施策推進上改善または検討を要する事項等」のうち、当部に関係いたします部分につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、各部に共通する事項として、未収金の解消及び交通事故防止対策の2点がございします。また、農林水産部の個別事項としては、青年就農給付金事業及び就農支援資金貸付金の不用額が1点、それから農地転用、農用地区域からの除外の統一的な対応が2点目でございます。合わせて4点の御指摘がございました。

まず、1点目の未収金の解消ですけれども、22年に部内に未収金対策会議を立ち上げまして、各課における取り組みや課題を把握するとともに、取り組み方針を定めて、部を挙げて取り組んでまいりました。その結果、25年度決算では、過年度分について督促や担保の強化、計画的な納付や不納欠損の法的措置などの取り組みをいたしまして、24年度末から500万円減少できました。けれども、一方、新規賦課分の未収金が増加いたしました。

て、未収金の総額では500万円増加いたしたところ。今後も引き続き、部を挙げて全力で解消に取り組んでまいります。

次に、2点目の職員の交通事故対策についてですけれども、改めて交通事故の防止に係る通知を発出いたしまして、各課での例会や研修により交通安全意識の高揚、それから交通事故の根絶に取り組んでおります。今後も反復継続して注意喚起に努めてまいります。

3点目、当部固有の指摘として、青年就農給付金事業等における不用額の発生でございますが、24年度が制度の初年度でございます。そこで、市町村が給付する経営開始型を中心に、農地要件などを満たさないケースがありましたことから、不用額の発生に結びついたところでございます。

このため25年度からは、市町村への説明会、新規就農者等に対する研修会を開催するなど、制度の周知に努めてまいりました。

青年就農給付金、おかげさまで、25年度は準備型、経営開始型を合わせて640名の方々が活用されており、全国一の給付実績となっております。

最後に、4点目の農地転用、農用地区域からの除外の統一的な対応の御指摘でございましたが、守るべき農地は守り、活用すべき農地は活用するという基本的な考えのもとで運用しておりまして、公平、公正の観点から統一した取り扱いができるよう、市町村担当者や農業委員会等に対する説明会を開催するなどしてまいりました。

また、本年5月に施行されました農山漁村再生可能エネルギー法に関しまして、県下で統一した運用ができますように、県のガイドラインの策定をしたいと考えております。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成25年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料1ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一般会計、特別会計合

わせまして、収入済み額が668億3,000万円余、収入未済額が2億3,000万円余となっております。

また、歳出につきましては、支出済み額が862億9,000万円余、翌年度繰越額が292億1,000万円余、不用額が63億9,000万円余となっております。

翌年度繰越額の主な理由といたしましては、国の経済対策に係る農林水産業関係予算の追加計上、設計・施工に関する地元調整や工法の検討等に不測の日数を要したものでございます。

また、不用額につきましては、補助事業における要望額の減等による事業量の減少や事業執行に伴う入札残でございます。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課長の田中でございます。

初めに、定期監査における指摘事項はございません。

お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の歳入につきましては、2ページから5ページでございます。

ページの中ほど、不納欠損額、収入未済額の欄がございますが、不納欠損額、収入未済額ともありません。

説明資料の4ページをお願いいたします。

予算現額と収入済み額につきましては、差額が大きいものを説明させていただきます。

上から6段目でございます。農畜産物売払

収入につきまして、予算現額と収入済み額との比較で2,100万円余の増額となっておりますが、これは農業研究センターにおける農産物の収量増などによるものでございます。

次に、歳出につきまして、主なものを説明させていただきます。

ページ飛びまして、7ページをお願いいたします。

上段の農業研究センター費の不用額1,227万円余につきましては、人件費の執行残や経費節減等に伴う執行残でございます。

9ページをお願いいたします。

下段の水産研究センター費の不用額1,271万円につきましては、人件費の執行残や経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、資料変わりまして、附属資料の1ページをお願いいたします。

繰り越しについて説明させていただきます。

上段のフードバレーアグリビジネスセンター整備事業費及び下段の丸太等密度測定装置実用化事業費につきましては、設計や関係者との調整に時間を要したため繰り越したものでございます。

中段の農業公園施設整備事業費につきましては、設計に時間を要したとともに、イベント開催時期を避ける必要があったため繰り越したものでございます。なお、この農業公園施設整備の進捗率は0%となっておりますが、9月1日現在のものございまして、現在は30%の進捗であり、年内に完了見込みでございます。

農林水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口団体支援課長 お手元の決算特別委員会説明資料にお戻りいただきたいと思っております。

10ページをお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はござい

ません。

一般会計の歳入につきましては、10ページから13ページまでございますが、不納欠損はございません。また、収入未済額につきましては、後ほど附属資料により御説明させていただきます。

下の資料の11ページをお願いいたします。

下から2段目の農業経営改善促進資金貸付金回収金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で2,000万円の減額となっております。この資金は、短期の運転資金として、貸し付け後年度内に回収しておりますが、資金の需要が見込みを下回ったため、貸し付ける必要がなかったものでございます。

次に、14ページから17ページまでが一般会計の歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

上段の農業金融対策費の不用額3,020万円余につきましては、備考欄の一番上に記載しておりますとおり、貸付金等の資金需要が見込みを下回ったことや経費節減等による執行残でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

水産業協同組合指導費の不用額1,090万円余につきましては、事業量の減少に伴います執行残でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。18ページと19ページが歳入で、18ページの下から3段目、林業・木材産業改善資金貸付金償還元金に不納欠損、真ん中あたりの欄でございますが、710万円余がございまして、これにつきましても後ほど、附属資料に基づきまして詳細御説明させていただきます。

また、右側の予算現額と収入済み額との比較で、4,190万円余の減額となっておりますが、これは収入未済額の発生、及び平成24年度の貸付額が見込みを下回ったことによるものでございます。

同じく18ページ2段目の繰越金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で、4億8,000万円余の増となっております。この資金は、前年度の貸し付け残を全額翌年度に繰り越すという仕組みになっておりまして、貸し付け残が見込みより多かったために生じたものでございます。

20ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計の歳出でございますけれども、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金の不用額が2億9,000万円余生じております。これにつきましては、資金需要が見込額を下回ったためでございます。これは貸し付け財源として次年度に繰り越すものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

歳入につきましては、不納欠損はございません。

2段目の繰越金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で3億4,400万円余の差がございますが、これは貸し付け残を繰り越したことによるものでございます。

下から2段目の沿岸漁業改善資金貸付金償還元金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で1,730万円余の減額となっておりますが、これは収入未済額の発生、及び平成24年度の貸付額が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、22ページ、歳出でございますけれども、差額が多いものはございません。

続きまして、別途資料の決算特別委員会附属資料をお願いいたします。

60ページでございます。

60ページ、平成25年度収入未済に関する調べのところでございます。

まず、上の行の一般会計では、農業改良資金貸付金の元金3,070万円余と、その下の欄の延滞違約金890万円余が収入未済となっております。農業改良資金の収入未済はすべて

過年度分でございます。このうち本年9月末現在で169万円余を収入済みといたしております。

次に、特別会計につきまして、林業及び漁業関係の新技術の導入や設備の購入のための無利子貸付金に未収金がございます。中ほど、中段の行の林業改善資金特別会計の林業・木材産業改善資金につきまして、元金1,570万余が収入未済となっておりますが、9月末現在で160万円収入済みとなっております。

下段の表の沿岸漁業改善資金につきましては、上の段の元金で1,110万円余、下の段の違約金450万円余、全体で1,570万円余が収入未済となっておりますが、9月末現在で140万円余を収入済みといたしております。

次に、61ページをお願いいたします。

上段は、収入未済額の過去3カ年の推移でございます。

1段目と2段目の漁協金融円滑化貸付金につきましては、元金、利子ともに平成24年度に完済していただき、これに伴います5段目の、ちょっと見にくうございますけれども、延滞違約金について、現在分割納付をいただいているところでございます。

3段目と4段目の農業改良資金と6段目と7段目の林業・木材産業改善資金は、過年度分の回収を進めたことと、現年度分の新たな発生を抑えることができましたために、ここ3年間減少をいたしております。平成25年度末の未収金は、延滞違約金を含めた前年度比較で、農業改良資金で364万円余、林業・木材産業改善資金は、不納欠損を含みますけれども980万円余減少をいたしております。

なお、8段目、9段目の沿岸漁業改善資金は、延滞違約金を含めた前年度比較で420万円余増加いたしております。これは魚価低迷等により延滞が継続していることと、元金完納に伴います延滞違約金の発生に伴いますものでございます。

課の未収金全体で見ますと、前年度末に比べまして約960万円余の減少となっております。

次に、下の段の収入未済額の状況でございますけれども、延滞者の数は表の右下のほうに25と記載がありますが、25名でございますが、実は元金と延滞違約金、両方延滞している者がおられますため、全体の実人員は24名でございます。そのうち23名は分割して納付中でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

平成25年度の未収金対策でございます。未収金の回収に向けましては、できる限り分納してでも償還していただくという方針で取り組んでおりまして、分納計画を確実な納付に結びつけますために、連帯保証人との連名の分納誓約書を徴するという取り組みに取り組んでおります。また、毎年度面接によりまして、債務者や連帯保証人に対しまして催告を行っておるところでございます。

未収金の回収につきましては、今後とも地域振興局や農協、森林組合、漁協などの関係機関と連携を図りまして、経営状況等も十分に把握いたしまして、早期回収に努めてまいります。

次に、66ページをお願いいたします。

66ページは、平成25年度不納欠損に関する調べでございます。これは、木材産業を営みます法人に対しまして、平成11、12年度に貸し付けました林業・木材産業改善資金、両年度合わせまして3,550万円余のうち、平成11年度貸し付け分で110万円余、平成12年度貸し付け分で600万円余の合計710万円余を不納欠損いたしました。

これは、債務者、連帯債務者、連帯保証人全員が破産したことによりまして、法的に弁済を求めることができなくなり、これ以上回収の見込みがなくなりましたことから、平成26年2月議会で、権利の放棄に係る議決を得て、不納欠損処分を行ったものでござい

す。

団体支援課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○本田農地・農業振興課長 農地・農業振興課長の本田でございます。

当課においては、定期監査における指摘事項はございません。

それでは、まず説明資料のほうにお戻りいただきしたいと思います。

一般会計の歳入について御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

当課に係る歳入につきましては、不納欠損、収入未済ともございません。

上から6段目の人・農地問題解決推進事業費補助につきましては、人・農地プラン策定に係る市町村事業費に対する補助金でございます。予算現額と収入済み額との比較で1,300万円余の減額となっておりますが、これは市町村事業量の減少に伴い最終的に減額となったものでございます。

続きまして、資料の24ページをお願いいたします。

下から2段目の農地集積推進事業費補助金でございますが、こちらも人・農地プランに係る農地集積協力金でございます。この取り組みが最終的に完結しましたのが年度をまたいでしまったために、1,500万円余の減額となっております。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。

資料の25ページをお願いいたします。

3段目の農業総務費でございますが、不用額は、歳入で御説明しました国庫事業の人・農地プランに係る農地集積協力金や、単県事業の農地集積等交付金、これらにつきまして取り組みが年度をまたいでしまったことや、市町村事業量の減少に伴う執行残でございます。

農地・農業振興課は以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課長の國武でございます。

初めに、監査結果の指摘事項についてでございます。

市町村からの派遣職員に係る時間外勤務手当の過年度支出について、御指摘をいただきました。

平成23年度及び24年度分の時間外勤務手当について、派遣研修生も県職員と同様の事務処理で支出されると誤認したことにより生じた支払い漏れ27万円余につきまして、過年度支出を行ったものでございます。

原因は、事務処理に対する職員の理解不足であり、再発防止を図るため、事務処理要領を作成し、組織内での知識共有を図るとともに、担当班長、課長補佐によるチェック体制の強化、市町村研修生の受領確認を行うことといたしました。

それでは、説明資料の27ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明いたします。

まず、歳入についての不納欠損、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較で、差額が大きなものについて御説明いたします。

1ページおめくりください。

一番上の段の国庫支出金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で4億7,000万円余の減額となっておりますが、これは3段下の農業・食品産業強化対策整備交付金の経営体育成支援事業分でございます。本年2月の雪害復旧緊急対策分を含めまして12億8,000万円余の予算計上をお願いしましたが、平成26年度への繰り越し及び事業要望の減少に伴い減額となったものでございます。

続いて、1ページをおめくりいただきまし

て、資料の30ページをお願いいたします。

下から2段目でございます。青年就農給付金事業補助金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で3,800万円余の減額となっておりますが、これにつきましては、予算計上に見込みました対象者数の減などに伴いまして減額となったものでございます。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。

資料は、1ページおめくりいただき、32ページをお願いいたします。

主なものについて御説明させていただきます。

1段目の農業改良普及費につきまして、翌年度繰越額が1億円生じています。これは農業参入企業の加工施設整備に対する6次産業化推進・加工施設整備支援事業の繰り越し分でございます。

事業の進捗につきましては、後ほど繰越事業調べで御説明させていただきます。

また、不用額が8,600万円余生じています。その主な内訳は、補助金の要望減等に伴う執行残でございますが、農業参入企業支援強化事業での事業計画の変更や、青年就農給付金事業での対象者数の減に伴うものなどがあります。

2段目の農業構造改善事業費について、翌年度繰越額が5億6,000万円生じております。これは、本年2月の大雪被害に対する雪害復旧緊急対策の経営体育成支援事業の繰り越し分でございます。また、不用額1億1,000万円余につきましては、補助金の要望減等に伴う執行残でございます。

続いて、資料の33ページをお願いいたします。

1段目の農業指導施設費について、翌年度繰越額が4,800万円余生じています。これは農業大学の施設整備、担い手育成教育基盤等緊急整備事業の繰り越し分でございます。また、不用額1,300万円余につきましては、



農業大学の非常勤講師報酬の執行残や経費節減等に伴う執行残でございます。

一般会計に関する説明は以上でございます。

次に、資料の34ページをお願いいたします。

新規就農者に対しての就農のための資金を貸し付ける就農支援資金貸付特別会計の歳入でございますが、歳入についての不納欠損、収入未済額はございません。

2段目の繰越金の予算現額と収入済み額との比較で、7,300万円余の増額となっておりますが、これは平成24年度の貸付額が予定より少なかったことによるものでございます。

続いて、35ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1段目の就農支援資金貸付金につきましては、2,500万円余の不用額が生じていますが、これは25年度の貸し付け申し込みが貸し付け枠より少なかったことに伴う執行残でございます。

それでは、別冊、附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございます。

1段目の雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業につきましては、速やかな復旧支援ということで2月補正で予算の計上をいただき、全額を繰り越しております。

進捗状況につきましては、被災農業者の方が、おのおの作物の作付などに応じて計画的に復旧に取り組まれており、年度内に完了する予定であります。

2段目と3段目の各事業につきましては、計画及び設計の変更の日数を要し、年度内に事業が完了することが難しく事業を繰り越しましたが、既に完了いたしております。

担い手・企業参入支援課からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西山流通企画課長 流通企画課でございま

す。

まず、当課におきまして、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料の36ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明をいたします。

当課に係る歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済み額との比較で、5億7,630万円余の減額となっておりますが、その内訳としまして、上段から3段目の6次産業化ネットワーク活動交付金を、平成26年度へ繰り越したため減額となったものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

一般会計の歳入につきまして御説明をいたします。

下段の農業総務費でございますが、予算現額9億9,440万円余に対しまして、支出が4億550万円余となっております。不用額は1,250万円余でございます。不用額を生じた理由といたしましては、備考欄に記載しておりますとおり、業務委託の入札に伴う執行残、事業減少、経費節減に伴う執行残などがございます。

続きまして、附属資料の3ページをお願いいたします。

2月補正で予算措置をいただきました経済対策分につきましては、合計で7カ所の5億7,630万円余の繰り越しを行いました。いずれの事業も本年度末の事業完成を見込んでおります。

流通企画課は以上のとおりでございます。御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課長の潮崎でございます。

当課におきまして、定期監査における指摘

事項はございません。

説明資料の38ページをお願いいたします。

歳入についてですが、不納欠損及び収入未済はございません。

予算現額と収入済み額との比較で、増減額が大きいものについて説明をいたします。

まず、上から2段目の県営中山間整備事業費分担金でございます。これは農家からの分担金になりますが、区画整理の事業量の減少に伴い2,000万円余の減額となっております。

3段目の負担金は市町村からの負担金になりますが、農道や用排水路などの事業量がふえたことから、1,900万円余の増額となっております。

39ページをお願いいたします。

上から3段目の農山漁村地域整備交付金のマイナス4億1,900万円余につきましては、県営中山間地域総合整備事業で翌年度への繰り越しが生じたため、その分の国の交付金収入が減ったものでございます。

次に、歳出に関してですが、主なものについて説明をいたします。

41ページをお願いいたします。

最下段の農業総務費の不用額710万円余は、事業量の減少や経費節減などによる執行残でございます。

次、42ページをお願いいたします。

農作物対策推進事業費の不用額616万円と次の段の農業構造改善事業費の不用額439万円は、ともに事業量の減少や経費節減などによる執行残でございます。

次、43ページをお願いいたします。

3段目の土地改良費につきましては、予算現額24億3,000万円余のうち、年度内完了が困難な7億6,300万円余を翌年度に繰り越しております。また、916万円の不用額が出ておりますが、これは事業量の減少や経費節減などによる執行残でございます。

次に、繰り越しについて説明をいたしま

す。

附属資料の4ページをお願いいたします。

まず、明許繰越について5ページまで記載をしております。県営中山間地域総合整備事業におきまして、合計で12カ所の7億5,400万円余を繰り越いたしました。いずれも中山間地域における区画整理や農道、用排水路などの基盤整備でございます。3月末までには完了をいたします。

次に、6ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。中山間地域総合整備事業の平成24年度経済対策分で、1カ所の事故繰越がございました。これにつきましては既に5月に完了をしております。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○園田農業技術課長 農業技術課の園田でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の44、45ページをお願いいたします。

歳入につきまして、農業技術課については、不納欠損、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の46ページをお願いします。

まず、総務費ですが、繰り越し、不用額ともございません。

次に、農林水産業費の農業総務費及び農業改良普及費ですが、不用額は各地域振興局の普及指導員等の職員の給与費の執行残、及び経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、資料の47ページをお願いします。

農業振興費、農作物対策費及び植物防疫費

でございますが、不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

農業技術課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○下舞農産課長 農産課長の下舞でございます。よろしくお願いたします。

農産課におきましては、定期監査の公表事項はございません。

資料の48ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

一番上の段の国庫支出金の予算現額と収入済み額との比較が22億8,726万円余の減となっておりますが、この内訳の主なものを説明いたします。

まず、2段目の農業・食品産業強化対策整備交付金(生産総合事業)が17億5,210万円余の減となっております。これは事業費の減が6億7,095万円、及び国の補正予算分などの事業を平成26年度に繰り越したことによる減10億8,115万円でございます。

次に、5段目の地域の元気臨時交付金が5億1,827万円の減となっておりますが、こちらは事業費の減に伴うものでございます。

6段目の諸収入については、7段目の市町村精算返納金における予算現額と収入済み額との比較が104万円余の増となっておりますが、各事業の消費税相当額の確定等に伴う返納金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の49ページでございます。

3段目の農林水産業費の農業総務費ですが、不用額79万円余は人件費の執行残でございます。

次に、農作物対策費ですが、繰越額11億8,462万円余につきましては、後ほど別とじの附属資料で御説明いたします。

次に、不用額14億538万円余の内訳としま

しては、備考欄に記載のとおり、入札等の残が11億9,826万円、事業量の減少による残が2億218万円余、旅費や一般需用費等の経費節減を図ったことによる残が493万円余でございます。

続きまして、別とじの附属資料の繰り越し事業について御説明申し上げます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、7ページの生産総合事業、表の一番左の事業名のところでございますが、5カ所につきましては、資材の入手困難、建設地の地質調査の結果、設計の見直し等地元調整に不測の期間を要したことによりまして繰り越したものでございます。既に全地区事業完了しております。

次に、7ページから8ページにかけての生産総合事業(H25経済対策分)4カ所につきましては、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算であるため、全額繰り越したものでございます。なお、9月1日時点の一部進捗率が低い箇所がございますが、早期完了に向け適切に指導してまいります。

8ページの次世代水稻品種育成加速化事業4カ所につきましては、当事業に関する農研センターの施設整備でございます。試験研究の特殊施設等に対応するため、設計・施工等に調整を要したことによる繰り越しでございます。なお、9月1日時点で一部進捗率が0%及び低い箇所がございますが、早期完了に向けて適切に指導してまいります。

農産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○古場園芸課長 園芸課長の古場でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、一般会計の歳入について御説明をいたします。

資料の51ページをお願いいたします。

園芸課の歳入は、稼げる農業園芸産地育成対応事業補助金消費税分の返還でございます。補助を受けた農家が消費税課税事業者であることが判明し、補助金の消費税分1万9,000円余を返還するものでございます。なお、不納欠損、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料52ページをお願いいたします。

下段の農作物対策費でございますが、不用額につきましては、入札残及び経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、別とじの附属資料の繰越事業について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

次世代型ハウス環境制御システム確立事業でございますが、設計に時間を要し、工期が確保できなかったため繰り越したものでございます。試験に支障がないよう11月には完了いたします。

次に、プレミアムデコポン生産システム確立事業でございますが、こちらも設計に時間を要し、工期が確保できなかったためでございます。

園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○矢野畜産課長 畜産課の矢野でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明いたします。

家畜保健衛生所手数料過徴収について御指摘をいただいております。熊本県手数料条例に基づき、その一部が国の告示による家畜共済診療点数表に定める額を用いて徴収をしています。

今回の過徴収は、国の告示が改正され、診療点数が引き下げられたにもかかわらず、従前のままの手数料を徴収していたことが原因

でございます。

過徴収の額は、平成23年度、24年度合計で3万1,220円、対象は12名でございまして、判明後直ちに各戸を訪問して直接説明、謝罪し返還をいたしました。

今後の再発防止策としましては、まずは家畜保健衛生所に備える各種手数料一覧表の作成に当たって、農林水産省の告示の変更を確実に把握、反映する仕組みづくりを構築いたしました。さらに、国の告示による家畜共済診療点数をそのまま引用する県手数料条例の規定の方法にも一因があるということから、検査の項目ごとに金額を明記する規定の改正を進めてまいります。このように、組織を挙げて再発防止策に努めてまいります。

続きまして、説明資料53ページをお願いいたします。

歳入につきましては、53ページから56ページまででございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差が大きいものについて説明をさせていただきます。

56ページをお願いいたします。

下から3段目の各種団体精算返納金につきまして、予算現額と収入済み額との比較が2,485万円余の増となっておりますが、社団法人乳検査協会が平成25年3月に解散したことによりまして、県から出資していた資金が返還されたことによる増でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

次に、歳出について説明させていただきます。

1段目の総務費につきましては、翌年度繰越額及び不用額ともございません。

3段目の畜産総務費の不用額は、主に職員給与費の執行残でございます。

最下段の畜産振興費の不用額3,448万円余の理由につきましては、右の備考欄に内容を記載しておりますとおり、主に事業量減少に

伴う各種補助金の実績減によるものでございます。

翌年度繰越額の1億3,111万円余につきましては、くまもとブランド和牛種雄牛作出事業及び循環型構築連携体制強化事業分でございます。こちらにつきましては、繰り越し事業の中で説明させていただきます。

58ページをお願いいたします。

2段目の家畜保健衛生費は、不用額1,776万円余の残でございますけれども、右の備考欄に内訳を記載しておりますとおり、人件費の執行残や家畜保健衛生所施設整備事業の入札に伴う執行残でございます。

最下段の草地開発の翌年度繰越額4,158万円余につきましては、草原再生・草地畜産研究所整備事業分でございます。こちらについては繰越事業調べの中で御説明させていただきます。

続きまして、別冊の決算特別委員会附属資料10ページをお願いいたします。

1段目のくまもとブランド和牛種雄牛作出事業、3段目の草原再生・草地畜産研究所整備事業は、いずれも国の経済対策の基金を活用した補正予算による事業で、農業研究センターの施設等の整備を行うものでございます。いずれも設計に時間を要し、工期が確保できなかったことから繰り越したものでございます。

循環型耕畜連携体制強化事業につきましては、自給飼料の増産、堆肥の広域流通、環境問題の取り組みに対する事業でございますけれども、資機材の不足等不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○荻野農村計画課長 農村計画課荻野でございます。

定期監査の結果、公表事項はございません。

一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の59ページをお願いいたします。

上から2段目でございますが、国営土地改良事業費負担金で、収入未済額が8,233万円余でございます。この収入未済額につきましては、国営土地改良事業として実施いたしました横島地区、矢部地区及び羊角湾地区の受益者負担でございます。これに係る収入未済でございます。これにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、59ページの5段目以降の国庫支出金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

下から2段目の農山漁村6次産業化対策事業費補助及び、次のページになります60ページ2段目の農村地域防災減災事業費補助における予算現額と収入未済額の比較は、繰り越しによる減となったものでございます。

続きまして、60ページ3段目、震災対策農業水利施設整備事業費補助、4段目、農業水利施設保全合理化事業費補助における予算現額と収入済み額との比較の額は、国庫内示減に伴い減となったものでございます。

61ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

62ページをお願いいたします。

3段目の農地総務費でございますが、これは主に職員給与費でございます。不用額は人件費の執行残でございます。

次に、土地改良費でございますが、62ページから63ページにかけて備考欄に内容を記載しておりますように、国営土地改良事業直轄負担金ほか各種土地改良事業に要した経費でございます。不用額の5億4,440万円余は、事業減少に伴う執行残等でございます。

不用額の多い事業といたしまして、県営土

地改良調査計画費（緊急経済対策分）事業の不用額が約5億円ございます。これはダム、ため池、排水機場、海岸堤防等の土地改良施設の耐震調査等を実施した分の事業減少に伴う執行残でございます。

繰越額の2億790万円余につきましては、附属資料にて説明させていただきます。

次に、63ページをお願いいたします。

下段の農地防災事業費でございますが、これは横島地区で実施しております国営の直轄海岸保全事業の県負担金でございます。繰越額はございません。

次に、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の11ページをお願いいたします。11ページから16ページが農村計画課分でございます。

事業といたしましては、農業農村整備調査計画費、県営土地改良調査計画費、農業農村整備推進交付金事業費、小水力発電導入モデル事業費、地域資源活用型農業用水確保対策事業費、県営土地改良調査計画費（H25経済対策分）の6事業で繰り越しを行っております。

16ページをお願いいたします。

繰越額につきましては、合計27カ所で総額2億790万円余でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算であることや、資材の入手難、入札不調等で不測の日数を要したためやむを得ず繰り越したものでございます。

なお、調査費要求後に事業要件を満たさないことが判明し調査を打ち切った1地区を除いては、年度内に完了する見込みでございます。

次に、附属資料の63ページをお願いいたします。

収入未済に関しまして御説明いたします。

まず、左下にあります参考1のところ、

国営土地改良事業費負担金の流れを書いております。国営土地改良事業の受益者負担につきましては、県が一括して国に納付いたします。県の債務者は土地改良区で、土地改良区が受益農家から負担金を徴収し、県に納付する仕組みとなっております。

次に、63ページの1及び2について説明いたします。

国営土地改良事業費の負担金の収入未済額は8,200万円余で、該当する地区は横島、矢部、羊角湾の3地区となっております。このうち約4分の3が矢部地区になります。

国営土地改良事業の負担金につきましては、22年度末には1億円を超えておりましたが、土地改良区への指導を強めることで、23年度、24年度と徐々に削減してきました。一方、24年度から25年度にかけて1,500万円増加いたしましたので、その理由につきまして説明いたします。

右下の参考2をごらんください。収入未済額を過年度分と現年度分に分けて整理しております。過年度分につきましては1,300万円余の徴収ができました。一方、新規賦課金の対象である矢部地区におきまして、これまで徴収率を上げるために徴収の前倒しをやってきておりましたため、新規賦課の最終年である平成25年度においては、徴収対象者が未納者中心となり、新規賦課金7,300万円余に対して徴収額が4,400万円余にとどまりました。この結果、昨年度よりも収入未済額が増加したものでございます。なお、平成26年度以降は新規賦課がありませんので、今後は減少していくことになります。

64ページをお願いいたします。

平成25年度の未収金対策でございます。平成25年度につきましても、未収金解消計画の策定やヒアリングなどにより土地改良区の指導を行ったほか、土地改良区が行う臨戸徴収に同行するとともに、未納者の所有する農地の売却の支援や企業参入のあっせんなどによ

る営農指導も実施しております。この結果、それぞれの地区において分割納付が継続されております。

なお、最後に、収入未済額の大部分を占める矢部地区につきましては、25年度末に理事長以下役員交代がありましたので、新役員による理事会に県からも出席し、任期4年の間で未収金問題を解決するための未収金解消に向けた行程表を作成していただきました。この結果、9月末までに400万円の納付がありました。今後、この行程表に基づき未収金が解消されるように努めてまいります。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池田農地整備課長 農地整備課長の池田です。

まず、定期監査における公表事項はございません。

説明資料の64ページをお願いします。

歳入について御説明申し上げます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

分担金及び負担金について65ページまで記載しております。予算現額と収入済み額との比較で増減が生じております。これは主に予算計上後に分担金と負担金の間で異動が生じたことによるものでございます。

66ページをお願いします。

国庫支出金でございます。これは土地改良事業や災害復旧事業に対する国庫補助金等でございます。

66ページ2段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で62億3,300万余の差が生じておりますが、主に繰り越しによる減でございます。

68ページの2段目をお願いします。

災害復旧費国庫補助金でございます。同じく8億2,800万余の差が生じておりますが、主に国庫内示減及び繰り越しによる減でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

70ページをお願いします。

1段目の総務費の一般管理費でございますが、不用額はございません。

2段目からは、農林水産業費の農地費でございます。

まず、農地総務費でございますが、不用額の1,000万余につきましては、人件費の執行残及び土地改良事業の国庫出金返納金の執行残でございます。

次に、その下、土地改良費でございますが、県営かんがい排水事業を初め各種土地改良事業に要した経費でございます。

翌年度繰越額については、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

不用額の6億8,700万余につきましては、事業計画の変更等に伴う事業量の減少及び入札残等に伴う執行残でございます。

次に、71ページをお願いします。

農地防災事業費でございますが、海岸保全事業を初め各種防災事業に要した経費でございます。

翌年度繰越額については、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

不用額の2億2,600万余につきましては、事業計画の変更等に伴う事業量の減少及び入札残等に伴う執行残でございます。

同じページが一番下の段をお願いします。災害復旧費の農地災害復旧費でございます。被災した農地、農業用施設の復旧に要した経費でございます。

翌年度繰越額については、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

不用額の2億8,100万円余につきましては、事業計画の変更等による事業量の減少に伴う執行残と、国からの内示額が予算額を下回ったことによる執行残でございます。

次に、別冊の附属資料17ページをお願いします。

明許繰越について、17ページから29ページ

まで記載しております。

繰り越しの主な理由は、設計及び施工計画に関する地元調整に不測の日数を要したこと、用地交渉等に不測の日数を要したこと、及び国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算について適正な工期を確保するため、やむを得ず繰り越したものでございます。

工事の実施時期について、地元関係者との調整が必要なことから進捗率が低い地区がございますが、10月以降調整の支障がなくなったことから進捗率が上がってきており、事業効果が早期に発現できるよう、工事の完了を目指しているところでございます。

明許繰越の箇所数及び繰越額の合計は29ページでございます。箇所数は188カ所、繰越額は80億9,700万円余でございます。そのうち当初予算分が51億6,500万円余、好循環景気対策分が26億8,600万円余、災害復旧分が2億4,600万円余でございます。

次の30ページをお願いします。

事故繰越でございますが、平成24年度から25年度へ繰り越した事業において、災害復旧事業等の影響で、全国的に資材や機材が不足し建設関係技能者も不足したことから、予定工期内に完了せず事故繰越となったものでございます。

事故繰越の箇所数及び繰越額の合計は32ページでございます。事故繰越の箇所数は23カ所、繰越額は8億3,500万円余でございます。ほとんどの事業が既に完成しておりますが、現在完成していない一部事業についても工事は予定どおり進んでおり、年度内には全て完成する予定でございます。

最後に、67ページをお願いいたします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。工事施工に伴い取得した用地につきまして、相続登記の関係で未登記となっているものでございます。表の中ほどG欄にありますように、年々未登記数は減少してきております。平成25年度末の未登記は84筆であり、前

年度から17筆減少しております。今後とも関係者の動向や現地の状況を把握しながら、原因となっている事項に細かく対応を行い、未登記解消に向けて努力してまいります。

農地整備課は以上でございます。

○原技術管理課長 技術管理課の原でございます。

定期監査の結果、公表事項はございません。

一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の72ページをお願いいたします。

不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、歳出について御説明いたします。

73ページをお願いいたします。

1段目の総務費でございますが、不用額はございません。

4段目の農地総務費は職員給与でございます。不用額の94万円余は人件費の執行残でございます。

次の段の土地改良費でございますが、これは電子入札・工事進行管理システム開発事業（農業分）ほか2事業の経費でございます。不用額の477万円余は、入札に伴う執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、下段の林業費でございます。これは職員給与、電子入札・工事進行管理システム開発事業の経費でございます。不用額の93万円余につきましては、人件費の執行残、入札に伴う執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

繰り越し事業はございません。

技術管理課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課の長崎屋でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はござい



ません。

説明資料の74ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

森林整備課の歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差額が大きい部分について御説明いたします。

74ページ中段の林業費国庫補助金でございますけれども、予算現額と収入済み額との比較の欄がマイナス12億9,800万円余となっております。これは主に最下段の造林事業費補助でございますが、間伐や森林作業道の整備等の事業を繰り越したことによるものでございます。

次に、75ページをお願いいたします。

下から3段目の財産収入でございます。1,620万円余の増となっております。これは主に県有林の木材販売収入が増加したことによるものでございます。

次に、76ページの繰入金でございますけれども、1,580万円余のマイナスとなっております。これは主に下から2段目の森林整備促進及び林業等再生基金繰入金の減額で、国の補助により積み立てた基金を取り崩してこれを財源として行う事業につきまして、予定していた事業量が減少したことによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

78ページをお願いいたします。

林業費で翌年度繰越額22億5,340万円余、不用額1億1,620万円余が生じております。繰り越しにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

下段の林業総務費2,020万円余の不用額につきましては、降雪等による補助事業の要望減少に伴う執行残や経費節減に伴う執行残となっております。

79ページをお願いいたします。

一番下の造林費7,200万円余の不用額につきましては、主に備考欄1の造林事業費におき

まして、降雪等による補助事業の要望減少等で、再造林や搬出、間伐等の施業が計画的にできなかったためによるものでございます。

80ページをお願いいたします。

県有林費2,000万円余の不用額につきましては、主に備考欄4の県有林造成事業費の入札残によるものでございます。

続きまして、附属資料の33ページをお願いいたします。

森林整備課の繰り越し事業でございます。

針広混交林化促進事業、間伐等森林整備促進対策事業及び森林環境保全整備事業につきましては、事業箇所の決定に日数を要したため繰り越しをいたしました。これらの事業につきましては、年度内に完了できる見込みでございます。

県有林整備事業につきましては、路線の全体計画策定に当たり、適当な線形及び構造の検討に不測の日数を要したため繰り越しましたが、本事業の発注は既に完了しております。

最後に、民有林作業道災害復旧費でございますけれども、治山事業との工程調整に不測の日数を要したため繰り越しましたが、既に完了しております。

森林整備課関係は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○江上林業振興課長 林業振興課の江上でございます。

定期監査結果の公表事項はございません。

説明資料の81ページをお願いします。

一般会計の歳入については、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な項目について御説明させていただきます。

2段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済み額との差額7億3,733万円余につきましては、26年度への繰り越しや事業費を減額したことなどによるものでございます。

その内訳でございますが、県・市町村が行っております林道事業の農山漁村地域整備交付金で2億7,922万円余の事業量の減額及び繰り越し、地域自主戦略交付金で1,581万円余の事業量の減額、木材加工施設整備等を行う林業・木材産業等振興施設整備交付金で1,214万円余の繰り越し、最下段の道整備交付金で3億4,201万円余の事業量の減額、繰り越しなどによるものでございます。

また、次の82ページの最上段の林道事業費補助で2,305万円余の事業量の減額、繰り越しによるものです。

次に、5段目の災害復旧費国庫補助金ですが、5,595万円の予算現額と収入済み額との差額となっております。これは、過年・現年林道災害復旧事業における繰り越し及び災害査定による事業量の減などによるものでございます。

続きまして、85ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。農林水産業費の林業費で69億3,357万円余の繰り越しと2億304万円余の不用額となっております。そのうち、林業振興指導費では46億3,970万円余の繰り越しとなっております。これにつきましては後ほど御説明させていただきます。

また、不用額が1億2,967万円余となっておりますが、これは86ページをごらんいただきたいと思いますが、主に備考欄10に記載しております木材加工施設や製材工場施設整備などの補助を行います林業・木材産業振興施設等整備事業費で、工事費の減額申請があったことなどによるものでございます。

次に、下段の林道費でございますが、22億9,386万円余の繰り越しとなっております。これにつきましても後ほど御説明させていただきます。また、7,180万円余の不用額となっておりますが、これは備考欄1の県営林道の事業量の減少などによるものでございます。

続きまして、最下段の災害復旧費の林道災害復旧費につきましては、4,469万円余の繰り越しと1,157万円余の不用額がございます。不用額につきましては、備考欄2の現年林道災害復旧費における災害査定に伴う工事費の減少などによるものでございます。

次に、別冊の附属資料34ページをお願いします。

明許繰越についてですが、34ページから38ページにかけて林業・木材産業振興施設等整備事業を初め、緑の産業再生プロジェクト促進事業や県営林道事業など15事業を掲載しております。

38ページをお願いいたします。

最下段でございますが、合計88カ所、69億7,826万円余について、25年度から26年度に繰り越しを行っております。

主な繰り越し理由としましては、国の経済対策に伴う2月補正の予算成立であったこと、用地等の交渉に時間を要したこと、また工法の検討に不測の日数を要したことなどによるものであります。

繰り越した事業のうち4カ所につきましては既に完了しております。その他については年度内には完了の予定でございます。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○塩木森林保全課長 森林保全課の塩木でございます。

森林保全課につきましては、定期監査での指摘事項はございません。

説明資料87ページをお願いいたします。

歳入でございます。不納欠損、収入未済額はありません。

まず、2段目、国庫支出金につきまして、予算現額と収入済み額との比較でマイナス34億9,960万円余となっております。これは、農山漁村地域整備交付金から、次ページでございますけれども、上段、現年治山災害復旧費

補助まで、繰り越しなどによる減によるものでございます。

88ページをお願いいたします。

最下段の繰越金5,864万円余につきましては、事業の繰り越しに伴う一般財源の繰越金でございます。

89ページをお願いいたします。

最下段の開発指定事業高率補助精算金は、22年、23年、24年に実施しました治山事業に係る後進地域に対する差額金でございます。

次に、90ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目、林業費で翌年度繰越額が43億9,165万円余、不用額15億8,512万円余が生じております。繰り越しにつきましては後ほど説明させていただきます。

不用額について説明いたします。

91ページをお願いいたします。

治山費15億6,524万円余、及び最下段の治山施設災害復旧費3億1,614万円余につきましては、事業量の減少、入札残による執行残のほか経費節減によるものでございます。

続きまして、附属資料39ページをお願いいたします。

繰り越し事業でございます。39ページから45ページまでが明許繰越でございます。46ページから53ページが事故繰越でございます。

45ページをお願いいたします。

明許繰越、合計欄でございますが、76カ所、27億3,054万円余でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

事故繰越の合計欄、89カ所、20億9,989万円余でございます。

これら繰り越しにつきましては、緊急経済対策、一昨年豪雨災害への対応等でございますが、計画に不測の日数を要したもののや資機材、技能者の不足でやむを得ず行ったものでございます。

事故繰越の箇所につきましては、ことし12月まではすべて完了する予定でございます。

明許繰越箇所につきましては、来年の3月、年度内完成をさせる予定でございます。

森林保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平山水産振興課長 水産振興課の平山でございます。

水産振興課と、3月末日をもって廃止いたしました全国豊かな海づくり大会推進課の決算について御説明いたします。

まず、今年度の定期監査の結果について御説明いたします。

職員の交通事故等について、「平成25年度に、私用中の交通法規違反を伴う過失割合の高い人身事故が1件」、「公務中の交通法規違反が1件」「発生している。」「職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故及び交通法規違反防止対策を講じること。」との御指摘がございました。

職員の交通事故及び交通違反につきましては、公務中、私用中を問わず、職場全体の共通認識のもとで法令遵守、安全運転に取り組んでいく必要があると考えております。

水産局におきましては、職員に対し毎月の例会や研修を通じて注意喚起、指導を行っていたところではありますが、今回の事故、違反を受けてさらに交通安全意識の高揚に取り組んでまいりました。

今年度は職員の交通事故・違反は発生しておりません。今後も引き続き職員に対し時宜に応じた注意喚起を行い、交通安全、法令遵守の徹底、飲酒運転の根絶に取り組んでまいります。

続きまして、平成25年度の決算の御説明をいたします。

まず、水産振興課でございます。

歳入について主なものを御説明いたします。

説明資料の92ページをごらんください。

3段目、手数料で145万円余の収入額の減が生じております。これは漁船登録と遊漁船業登録の申請件数が、当初の想定よりも減となったことが主な理由でございます。

次に、中段以下の国庫補助金のうち有明海漁業振興技術開発事業費補助について、800万円余の減が生じております。これは事業量の減に伴う補助金の減となっております。

次に、93ページをお願いいたします。

3段目の国庫委託金のうち、有明海特産魚介類生息環境調査委託金について485万円余の減となっております。これは事業量の減に伴う委託金の減となっております。

次に、94ページをお願いいたします。

3段目の受託事業収入で155万円余の減となっておりますが、これにつきましても事業量の減に伴う受託収入の減となっております。

最下段に雑入58万円の収入がございますが、これは大矢野種苗生産施設の太陽光発電整備による余剰電力売電に伴うものでございます。

なお、収入に関しまして、水産振興課は不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の96ページをお願いいたします。

下段の水産業振興費の不用額が6,695万余となっておりますが、これは入札残、事業量の減少及び経費節減に伴う執行残となっております。

97ページをごらんください。

漁業取締費で1,136万余の不用額が発生しておりますが、理由といたしまして、入札残、経費節減に伴う執行残となっております。

続きまして、全国豊かな海づくり大会推進課分でございます。戻っていただきまして、95ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

下段の雑入に6,042万余の収入がございます

ますが、これは第33回全国豊かな海づくり大会熊本県実行委員会の残余金でございます。なお、収入に関しまして、全国豊かな海づくり大会推進課は、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

98ページをお願いいたします。

下段の水産振興費の不用額が318万余となっておりますが、理由といたしまして、経費節減等に伴う執行残となっております。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課の原田でございます。

当課におきましては、定期監査での指摘事項はございません。

一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の99ページをお願いいたします。

上から3段目、公害防止事業費事業者負担金と最下段の漁港施設使用料について未収金がございます。これらにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

100ページをお願いいたします。

最上段、国庫補助金につきまして、予算現額と収入済み額との差が12億7,484万円余ございますが、全て繰り越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

102ページをお願いいたします。

最下段、漁港建設管理費の不用額が5,316万円余となっております。これは入札残、事業量の減少及び経費節減による執行残が主な理由でございます。

続きまして、繰り越しについて説明いたします。

附属資料の54ページをお開きください。

54ページから59ページにかけて繰り越しについて記載しております。

59ページの最下段をごらんください。

25年度から26年度へ繰り越し箇所数38カ所、総額20億9,860万円余を繰り越しております。このうち13カ所、4億7,325万円は国の経済対策関連でございます。残りの通常分25カ所、16億2,535万円余の繰り越し理由といたしましては、主に地元や関係機関等との協議調整に日数を要したものなどでございます。すべて年度内には完了する予定でございます。

最後に、収入未済について御説明いたします。

同じく附属資料の65ページをお願いいたします。

まず、公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明いたします。

水俣市の丸島漁港において、県は昭和62年度に、公害防止事業により水銀を含んだ汚泥の除去を行っておりますが、公害原因者の1人が負担すべき金額が未納となっているものです。負担金9,070万2,000円のうち、強制徴収などによりこれまで959万8,000円は回収しておりますが、残る8,110万4,000円が未納となっております。現在は、無限責任を有する代表者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえ、未収金に充当しております。

今後の対応策につきましては、引き続き老齢厚生年金を差し押さえるとともに、新たな資産の保有がないか資産調査を継続して実施し、可能な限り債権回収に努力してまいります。

次に、漁港施設使用料の未収金について御説明いたします。

この未収金は、牛深漁港の浄化施設使用料に関するものでございます。県は平成7年に、水産物の加工に伴う漁港内及び周辺海域の水質及び環境の保全を図る目的で、天草市牛深後浜の牛深漁港区域内に浄化施設を建設しておりますが、近年の漁獲高の減少等によりまして、施設を利用している水産加工業者

等の経営状況が悪化し、使用料の滞納に至ったものでございます。

平成25年度は、滞納者へ早期接触を図るなど、新たな未収金の発生防止に取り組んだ結果、未収金は昨年度末に比べ63万5,000円減の65万9,000円となっております。本年度も引き続き新規の未収金の発生防止に努めるとともに、滞納者からの未収金の回収に努めてまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。以上で農林水産部18課の説明がそれぞれ終わりました。

ここで、3分間トイレ休憩をいたしたいと思っております。

午前11時22分休憩

午前11時24分開議

○岩下栄一委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑を受けたいと思いますが、質疑はありますか。

○堤泰宏委員 一つ簡単に。附属資料の66ページです。団体支援課のところで、平成11年度と平成12年度の不納欠損額の理由の説明がありましたですね。借り入れた人も連帯保証人もみんな破産宣告したと、そがんこつがあつとでしょうかと思ってちょっとお尋ねします。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

不納欠損に関する調べについての御質問でございます。まず、借入者は法人でございます。借入者の親会社、これは県外でございますけれども、親会社が連帯債務者となっております。

た。

破産の原因は、親会社の不渡りを契機といたしまして、借入者と親会社が両方とも破産手続に入りまして、破産が決定、宣告されました。それから連帯保証人を取っとりました。債務者の代表者ほか1名、これは2名自然人、個人でございまして、彼らにつきましても破産決定、それから個人につきましてもは免責の決定まで行われましたものですから、いずれも法的に債権回収の見通しがゼロということで、やむを得ず債権放棄したものでございます。

○堤泰宏委員 珍しいケースですね。

○山口団体支援課長 非常に残念なケースでございます。

○岩下栄一委員長 いいですか。

○内野幸喜委員 よろしいですか。49ページ、農産課ですね、これは不用額を生じた理由のところ、農作物対策費、入札に伴う執行残で12億弱という結構大きな金額になるんですけども、これについてちょっと聞かせていただきたいというふうに、どういう内訳なのか、1件で12億なのか、例えば何件もあって12億弱なのかということをお聞かせいただければと思います。

○下舞農産課長 農産課でございます。

事業としては、10事業でこの入札残12億余が出ております。

○内野幸喜委員 大体平均1億2,000万ぐらいずつ執行残があったと、入札に伴う……。

○下舞農産課長 一番大きなものは、前年度から繰り越していました強い農業づくり交付金の11億余が一番大きい事業となっております。

す。あとはそれぞれ数十万単位から1,000万円程度ぐらいの事業でございます。

○岩下栄一委員長 次、何かありませんか。

○内野幸喜委員 これは農地整備課とあともどこかもあったですね、金額は小さかったんですけど、森林保全課もあったと思うんですけども、工事契約の違約金、これは農地整備課は347万8,000円、工事請負契約解除に伴う違約金、この解除に至った経緯についてちょっと聞かせていただければと思います。

○池田農地整備課長 請負者の方が、工期内に工事を終わらなかったということで、違約金をいただいております。

○内野幸喜委員 もう1つ……。

○塩木森林保全課長 森林保全課でございます。

89ページの39万3,000円、これは五木村において、単県治山事業で崩土の除去を行っておりましたのですが、請負業者が倒産をいたしました関連の違約金でございます。

○内野幸喜委員 違約金いただいていますけど、その後の工事についてはそれぞれ普通にできたということでいいですね。

○塩木森林保全課長 土砂撤去は、全て完了しております。

○池田農地整備課長 4月になって、別件で発注して完成しております。

○岩下栄一委員長 よろしいですか。ほかに何かありませんか。

○溝口幸治委員 阿蘇の災害関係ですけど、

資機材の調達に不測の日数を要したと、これも一つの理由でしょうけど、これだけ大規模なというか、いっぱい仕事が一災害の結果出て、人は足りているんですか。例えば、適正な工期が取れてなくてなかなか厳しいとか、マンパワー不足で仕事を出す時期がおくられて、結果的にこういう資機材調達なんかに支障を来したという例がないのか。まあ人です。要は農林水産部も限られた人でやっているでしょうから、その辺の実情というものがあるならば、お聞かせをいただきたい。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

県庁側の人の問題ございまして、これについてはなかなか正職員自体をふやすのは難しいものですから、任期付きの雇用あたりを配置したり、あるいは正職員でもできるだけ配置する、あるいは非常勤も補充する、そういうふうな形とか、あるいは現場管理——人をふやすんじゃなくて仕事自体を外に出すという形で、現場管理あたりを委託するというふうな方法で、できるだけマンパワーの不足というか、足りない部分を補充するような形で対応しております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 何か人が足りないんじゃないかなと直感的に思ったので……。あと適正な工期ですね、工期をやっぱり確保してあげないと厳しいんだろうと思います。仕事を出す時期がおくられて年度末までというのは、これは別に農林水産部だけでなく土木も一緒でしょうけど、その辺は仮に人の問題でおくれるということがあってはいけないと思うので、その辺はきちっと対応していただきたいと思います。

別にもう一件いいですか。

○岩下栄一委員長 どうぞ。

○溝口幸治委員 93ページ、水産振興課。一番最後の寄附金というところで、農林水産業費寄附金、球磨川水系魚族増殖費寄附金、これ九電とJNC(株)からということですが、寄附金ということは、単発でたまに入ってくるのか、それとももう何十年も、何か私の記憶では何十年も同じ寄附をこの2社からいただいているような気がするんですが、この寄附が始まった経緯も含めてちょっと教えていただきたいと思います。

○平山水産振興課長 この2社につきましては、球磨川の流れを使われて発電事業を実施されてございます。その発電に伴う河川への影響を配慮して、この2社から寄附をいただいて、球磨川へのアユの放流経費として活用をしているというところでございます。

5年ごとに、この2社それと県の間で検討を行いまして、その時の物価に応じた改定をやって継続しているというところでございます。

○溝口幸治委員 始まったのはいつぐらいからですか。

○平山水産振興課長 正確に覚えておりませんが、この発電事業自体が始まった時点から継続しているという認識でございます。詳細な年月は記憶してございません。

○溝口幸治委員 このいただいた寄附は、県が例えばアユを購入して放流をしているのか、また違った形でやっているのか、そこはどうですか。

○平山水産振興課長 球磨川漁協に委託する形で、アユの放流を実施されてございます。

○溝口幸治委員 ということは、球磨川漁協

さんにこの金額は丸々行くということですよ  
ね。

○平山水産振興課長 そのとおりでございます。  
す。

○溝口幸治委員 その球磨川漁協に丸々行っ  
て、球磨川漁協が放流事業をやるというとき  
に、この金だけじゃなくて、全体で放流をや  
るんでしょうけど。では年間球磨川漁協さん  
はどれぐらい放流をやっているというのは、  
きちっと県のほうでも把握をされていると。

○平山水産振興課長 球磨川の河口でのすく  
い上げ事業もございますし、稚魚を買ってき  
て放流する事業もございますので、それぞれ  
で県のほうに報告をいただいております。

○溝口幸治委員 ことは雨がなくて、球磨  
川——アユの漁というのもちょっと、水が減  
るかなと思ったら雨が降ってということで、  
大変苦労をされたと思いますが、よくどれぐ  
らい放流しよつとかなという話になるんです  
よね。その辺の数みたいなものもなかなか我  
々も把握できませんが、もちろん球磨川漁協  
さんが第一義にやるんでしょうけど、県がこ  
うやってかかわっているということであれば、  
県も全体を、球磨川漁協さんがどれぐら  
い放流をして、どれぐらいの漁の——何とい  
うかな、アユ漁もやっているのかとか、その  
辺は全体像をきちっと把握しておく必要があ  
ると思うんですよ。

そこをぜひ気をつけてほしいのと、もう一  
つは、部署は違いますけど、企業局あたりは  
今度はやたらと高額なというか、高額なのか  
どうかもよくわかりませんが、大分請求され  
ますよね。球磨川漁協さんから、荒瀬ダムを  
撤去するから幾らか補償を出せとかいう話に  
なっていくので、そのあたりの積算の根拠も  
よくわからぬですよ。新聞に出て、球磨川

漁協さんがどういう気持ちであれだけの積算  
をやられるかというのはわかりませんが、も  
うちょっと球磨川漁協さんに対する指導・監  
督、あるいは球磨川漁協さんが実際何をきち  
っとやっているのかということも含めて、県の  
ほうでもしっかり把握をしておいてほしいな  
というふうに思います。

あとは企業局とか、そっちのほうで聞きた  
いと思います。

○岩下栄一委員長 答えはいいですか。ほか  
にありませんか。

○溝口幸治委員 部長は両方わかんないはると  
思いますから……。

○梅本農林水産部長 御指摘を踏まえて、決  
算委員会でこういう議論があったことを踏ま  
えまして、改めてきちっと指導したいと思  
います。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。  
た。

○溝口幸治委員 透明性をやっぱり高めても  
らわないかぬということだと思います。

○岩下栄一委員長 委員の指摘を踏まえて、  
よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。緒方委員、何かあり  
ませんか、森林関係で……。

○緒方勇二委員 23ページの人・農地プラン  
ですね。これ随分と予算現額と収入済み額が  
減っています。事業量の減というふうに聞か  
してもらいましたが、実際集落ごとにつ  
くられるのが一番ベターだと思っているん  
ですが、そして見直しを繰り返していく。市町  
村で一くりにやっておられた、この実態は  
どういうふうに進んでおるのかちょっと詳し



く……。

○本田農地・農業振興課長 人・農地プランにつきましては、まず全ての市町村で一応完成はしております。では、面的にどれぐらいの地区をカバーしているかという、昨年度末というか、ことしの3月時点ぐらいですと、87%ぐらいの地区をカバーしているということで、まだ人・農地プランができていないという地区も一部ございます。その後、今年度に入りまして、その空白のところをまた少しずつつくっていております。それと、きちっと進めるためには実態を把握しないといけないということで、ことしの7月、1カ月かけまして全ての市町村とヒアリングをしまして、実態を分析したところでございます。

委員おっしゃいますように、町で一つという大きなプランをつくっているところから、本当に行政区ぐらいの小さな単位で作り始めているところ、さまざまでございますが、どちらも一長一短な面がございます。大きく作り過ぎますと、具体的な農地の貸し借りとかの関係が、距離があり過ぎますので見えないとか、細かなプランが作りづらいうというところがありますし、今度は小さい範囲で作りますと、特に中山間地ですと、出し手はいるんだけど借りる人がいないとか、こういうところもあって、なかなかマッチングが進まないという声がありまして、規模の適正化というのをもう一回見直してほしいということを言って、今市町村のほうで、区域をさらに分割したり、あるいは結合したりということで、プランの策定を進めていただいております。中には単独の市町村事業で取り組んだりとか、いろいろな工夫をされながら、策定率が徐々に上がってはきているところでございます。

今回の予算の減等につきましては、どうしても2月の補正予算というのは12月ぐらいに

つくるものですから、市町村さんに聞いて年度末までもうちょっと頑張りますというような、頑張っただけつくりますということでお話を聞いて予算を一応確保しておったんですが、結果的に話し合いとかの進行がおくれて、ちょっとそこまで行き着きませんでしたとかいうことで、若干最終的に事業量が予定まで到達せずに、予算を減額したりということが生じております。

○緒方勇二委員 全ての事業のもとをなすプランだと思いますし、ぜひとも市町村にももっともっと指導をしていただいて……。そのプランそのものができていない地区は、非常に獣も多くて、本当に中山間地域総合整備事業なんかもしていただきたい。あるいは担い手の確保もなかなかままならぬところなんですけども、そこを許せばどンドンどンドン出てくる状況にありますので、優良農地だけを出し手・貸し手とかいろいろありますけども、ここで借り手はいてくれないだろう、何か事業をやることには到底この先は無理だろうという地区が策定されていない地区なので、まずはこれをつくらないことには始まらないだろうというふうに認識しておりますので、なお一層よろしく願いいたします。

○本田農地・農業振興課長 おっしゃいますとおり、なかなかそういったところが厳しいというのは理解しております。人・農地プランだけの、あるいは農地の貸し借りとか集積を進めるだけの話し合いですと、なかなか地域の方も、そのためだけに集まるとねというふうなことで負担感もありますので、委員おっしゃいましたように、鳥獣害対策ですとか、あるいは水稻関係の作付の調整とか、それと一緒にできるだけ会合をまとめて開きまして、たくさんの方が集まっていたらいいような形で、あるいは負担感がないようにそう

いった話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

○田代国広副委員長 3点ほどお願いします。

最初に、冒頭部長からありました、指摘された4点目の農地転用に関する件ですけど、この中で、県のガイドラインを策定するとありましたが、今、現段階でどういった考えを持っておられるのか、答えられる範囲内で結構ですのでお願いしたい。

それが1点と、20ページの林業・木材産業改善資金ですが、極めて予算現額と支出済みの差があって、不用額が本当に多いわけですね。これを見ても、余りにも予算の段階で、ちょっと言葉は悪いですけども、ええころかげんと言うたら失礼ですけど、そういった見方をせざるを得ないような結果が出ているわけです。

こういった結果が出る前に補正があるわけですから、そこをもっと3月なり、そのあたりの、議会で答えがわかるとれば、補正減額すれば、こういったみつももないというか、決算じゃ、つくらなくて済むわけです。

これについて、来年度少し事業があるやに聞いたんですけども、明許繰越もあっていないわけですから、それについて見解をもう一回お尋ねしたいと思います。

それと、43ページの職員給与ですね、今回は時間外ではありません。3人分でちょうど1,000万円という数字が出ておりますが、職員の給与、3人がちょうど1,000万円になるその積算というか、いささか不思議な気がしますもんですから……。

以上、3点についてお尋ねしたいと思います。

○本田農地・農業振興課長 まず、農地転用についてでございます。農地転用とか農振除外につきましては、過去25、24、23の3年ぐ

らいでは以前よりは減っております、1年間に200ヘクタールとか、そのぐらいだったんですが、昨年度、多分太陽光とかの関係が一番多いと思いますが、278ヘクタールということで、70～80ヘクタールふえたような経緯がございます。

特に、市町村のほうでも、太陽光の関係についてはまだ知識等も不十分だったことから、いろいろお問い合わせ等が多くて時間がかかるとか、ちょっとばらつきがあるんじゃないかというような御指摘をいただきまして、それについては昨年度の当委員会以降研修会等を頻回に開催しております、担当者の方を初め農業委員会の会長さんとかにも何度も何度もお話しをして、理解を深めていただいているところでございます。

委員の御指摘ございましたガイドラインの件でございますけども、今回太陽光等については、通常型という一般に2種、3種農地を転用するパターンが1つ、それと営農型ということで、太陽光パネルを高くつくりまして、その下で農業を続けながら行うというパターンが2つ目、それと3点目が再生エネルギー法ということで新しく法律ができて、未利用の農地等について、1種農地であってもそこで市町村さんが計画をつくれればできるという、3つのパターンの太陽光発電というのができたわけですが、この3点目の再生可能エネルギー法の関係につきましては、国が法律とか通知を出しておりますけども、まだまだ細かいところがはっきりしていないとかわかりづらいという点もありましたので、ガイドラインについては、今月中あるいは来月頭ぐらいまでには、各市町村のほうに、特に再生エネルギー法の太陽光発電のための事務の進め方といいますか、計画のつくり方とか、そういったことについては、各市町村のほうにガイドラインをお出ししたいというふうに思っております。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

資料20ページの林業・木材産業改善資金の不用額が多過ぎるというような御指摘でございます。おっしゃられますとおり、3億1,000万余の予算に対しまして借入れが2,400万余と非常に多うございまして、大変申しわけございません。

これについて特別会計で運用しておりますが、できるだけぎりぎりまでニーズを待っているというところがございすけれども、やはりもう少し不用額を減らすために、先ほどおっしゃられましたように、2月補正でどの程度減額できるのかということをしっかり勉強し直して、今年度対応していきたいというふうに思っております。

なお、実はこの資金につきましては、平成20年度までは大体2億ぐらいの需要があったんですけれども、21年度にこの貸し付けの対象となりますものに対して補助事業が創設されまして、森林整備加速化・林業再生事業という補助事業ができた関係で、22年度から急に借入れが、当然ですけれども、補助のほうが多うございすので、減ってまいりました。この補助事業は今年度、平成26年度まででございますので、来年度以降はもう少し不用を減らすように、それからニーズもしっかり把握して、それと2月補正での減額の検討等もしっかり検討いたしまして、少しでも減らすように努力してまいります。

○潮崎むらづくり課長 43ページの職員給与費3人分の1,000万のことでございすけれども、ここに記載しておりますのは、国の一國庫分からの適用分を1,000万上げております。3人分はもっと給与にすれば多いわけですけど、足りない分は別途県費のほうから補充するというので、この1,000万は国庫分からの補填分だけを上げておるということでございす。

○岩下栄一委員長 いいですか。

○平野みどり委員 1点。農林水産政策課と畜産課に関係するんだと思うんですけども、赤牛に関してお尋ねします。

東京にきのうまで出張で行っていてテレビ見ていたら、北海道の何とかという自治体が赤牛のコマーシャルを打っていたんですね。熊本もブランド推進課と共同で、くまもとの赤のブランドということで赤牛のPRをしているわけですけれども、赤牛といたら熊本というふうに思ってもらえるのかなと熊本では思っていたんですけど、全国的にはそうでもないのかなというふうに思ったわけですが、ライバルというか、そこら辺はどこら辺になるのか。

それと、そういった展開していく中で、きちんと供給できるだけの態勢に今なっているのかどうかという部分について伺います。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。ただいまお尋ねの東京でのコマーシャルの件でございますけれども、実は北海道に牧場を持っておられる方が赤牛を相当飼っておられまして、その牛を売り込むということで、今CMをやられているということでございす。

全国に赤牛、熊本型の赤牛でございすけれども、全国約2万頭います。そのうち75%が熊本県内にございす。北海道とか秋田ですとか、それから長崎もおりますけれども、実はそこに対する種畜の供給も熊本からでございす。熊本の家畜市場から相当実は買っているかとございす。

先ほどお話しいたしました北海道の業者の方も含めて、熊本県内で赤毛和牛協会を実はつくっております。そこでいろんな一体的な取り組みをして、赤牛全体のコマーシャルということで、今考え方としては進めているところでございす。

以上でございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○岩下栄一委員長 よございますか。

○田代国広副委員長 もう一点いいですか。事故繰越が、特に森林保全課あたりで80何件もちょっと考えられない数が出ておるんですけど、これは大水害の関係で、特別な事情でこういった結果になったと思うんですけども。いわゆる明許繰越、もともと予算は単年度主義ですけれども、単年度で消化するというのがベストですけども、明許繰越については、事業の平準化あたりで今かなり緩やかに見ているんですけども、事故繰越がこれだけ多かったということ、その事故繰越に対する認識と明許繰越に対する考え方を、監査委員にお尋ねしたいと思います。

事故繰越と明許繰越について、今回は大水害でやむを得ないと思いますが、事故繰越についてはどういった認識を持っておられますか。

○牧野監査委員事務局長 監査委員事務局でございますが、御承知のように、事故繰越というのは、一応制度上は自治法上認められているところでございますが、それぞれの要件がございますので、その要件をきちっと満たしているかどうか、そういった点が監査上は注視をしているところでございます。

ですから、明許繰越でも一緒ですが、そのような方策をとられるかどうかというのは、一義的には政策判断になるかと思いますが、きちっとした理由があり、手続がとられているかどうかということは、監査上は問題になると思います。

○田代国広副委員長 基本的には、でくるだけ事故繰越は避けるというのは、もちろん

当然そういった考えでいいわけですね。

○牧野監査委員事務局長 そこは監査の立場から申し上げますと、なかなか難しいところだと思います。少なくとも制度上認められているものでございますので、そこを有効に——有効というか、その制度の中で運用していただくと、そのような法定手続、そういったものがきちとなされているかどうか、そこが監査上は問題になると思っております。

○岩下栄一委員長 いいですか。

○内野幸喜委員 済みません、1件いいですか。さっきのをぶり返すようですけど、農地転用、農用地区域からの除外の統一的な対応ということで、市町村はいいと、それで県がだめだというケースが結構あると思うんです。まず、大体どれぐらいそういうのがあるのか、市町村はオーケーだったけど県ではだめだったという……。

○本田農地・農業振興課長 明確な統計といえますか——は持たないので、感覚的などころでございますけれども、件数的なところ、割合的にいいますと、意見が食い違うというのは10%とか、そのぐらいではないかと思えます。ちょっとアバウト、何の根拠もないんですが、日ごろの業務の感覚として、若干見解が初めちょっと違うということで、出てくるのはそれぐらいじゃないかと思えます。

特に、農地の区分ということで、1種農地なのか2種なのかというところの判断とかが一番多いように思います。

○内野幸喜委員 申請者としては、町でよかったのになぜだめなんだとやっぱり思われるんですよね。ここに統一的な対応とありますけれども、研修会等を開催してまいりましたって……。その辺がそれぞれの市町村の農業

委員会とかに徹底されているのかなとたまに思うときがあるんですね。そこはどうなんですか。

○本田農地・農業振興課長 市町村さんの場合でもやっぱりどうしても役所でございますので、人事の異動とかございまして、なかなか長くいただけないことがありますし、なおかつ農業委員会の場合小さな組織でございまして、役場の場合ですと担当の方お1人とか、市でも5～6人とかというところぐらいでございまして、非常に少人数でやっておられますので、その方が抜けたりすると、もとのレベルに事務が回復するのにやっぱり時間がかかったりというのがありますので、しつこいような形でその辺のレベルが落ちないような形で、勉強会をきめ細かくやっていくということかなと思っております。

広域本部になりまして、広域本部単位での、我々が直接する以外でも、それぞれの広域本部単位での研修会もことしから大分頻回にやって、特にお1人とかお2人ぐらいのところは、その人事異動等でレベルが落ちないような注意といいますか、研修・教育というのは非常に大事かなと思っております。

○内野幸喜委員 今課長から広域本部という話が出ましたけど、振興局、玉名だったら前は玉名でよかったですね。今は菊池なんですね。それに伴って現場に足を向ける回数というのが少なくなってきているんじゃないかなという懸念もあるんですが、そこはどうなんです。そういうふうにならないようにしてほしいのですけれども。

○本田農地・農業振興課長 例えば、広域本部になる以前の体制ですと、県の場合、大体局に担当者が1人ということをやっております。今例えば北のほうでいきますと、玉名、山鹿、菊池、阿蘇で、現在はそれを3人

でやっておるということで、4から3に1名は減っているところがございまして。

ただ、お互いに1人で仕事するよりは、複数おりますので、いろんな県職員の中でも議論とか相談とか、そういったことはしやすくなっておりますので、そういうように事務所ごとのレベルの平準化といいますか、同じところでしますので、質は若干上がっているかと思っております。

あと、現場に行く部分については、極力現場へ出たの判断をお願いしておりますので、そんなに現場で立ち会う回数というのは実際には減っていないんじゃないかと。今正確な数字を持っておりませんが、かなり頻繁に出しておりますので、以前に比べて出る回数が極端に減ったということはないんじゃないかというふうに思っております。

○岩下栄一委員長 よございませう。いろいろと御意見がございまして、執行部におかれましてはそうした意見を踏まえて、今後改善すべきところは改善していただきたいと思っております。

まだ意見がございませうかもしれませんが、このあたりで質疑を終了したいというふうに思っております。よろしゅうございませうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩下栄一委員長 それでは、これをもちまして農林水産部の審査を終了いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○岩下栄一委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、土木部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思っております。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。大変分量が多いから、簡潔にお願いいたします。

す。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、猿渡土木部長。

○猿渡土木部長 土木部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

お許しをいただきましたので、着座のまま説明させていただきます。

平成25年度の決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました、施策推進上改善または検討を要する事項などのうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告をいたします。

まず、各部局の共通事項として御指摘のありました収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。特に悪質な滞納者に対しては十分な対策を講じ、厳正に対処することについてでございます。

収入未済の解消につきましては、債務者の状況を的確に把握するため、早期に資産調査等を行い、必要に応じて差し押さえ、さらには法的措置等を実施するなど収入未済の解消に取り組んでおります。また、関係課においては徴収担当職員への研修を実施し、新たな収入未済の発生の防止及び未収金の解消に努めているところでございます。

このような取り組みによりまして、土木部においては県営住宅使用料等で、平成25年度末の収入未済額は前年度末と比べまして3,600万円余り減少しております。今後も引き続き未収金の解消にしっかり取り組んでまいります。

次に、同じく各部局の共通事項として御指摘のありました、職員の過失割合の高い交通

事故が多数発生しており、職員の交通事故に対する意識高揚を図るとともに、事故原因等に応じた効果的な交通事故防止対策に努めることについてでございます。

土木部全体の取り組みとして、部課長会議や出先機関長会議、人事担当者会議等の場で、繰り返し各管理監督者に対し、職員の交通事故防止についてさらなる組織的な取り組みと所属職員への指導徹底を図るよう周知しています。

また、各所属においては、特定課題研修のほか、事故当事者の体験発表等を交えた交通安全例会を実施するなど、事故の原因等を踏まえた効果的な啓発に取り組んでいます。

今後も引き続き、交通安全・交通事故防止の徹底に取り組んでまいります。

次に、土木部関係で御指摘のありました、事業の円滑な遂行のため、用地取得事業の民間への外部委託の活用等を含め、計画的な用地取得に努めることについてでございます。

このことにつきましては、平成25年度末に円滑な用地取得推進へ向けた施策の集合体として、熊本県用地取得加速化パッケージを構築し、その中で登記難航案件解消のための公共嘱託登記司法書士協会等へ委託の拡大や、用地交渉における用地補償説明業務の民間委託の導入など、用地取得業務の外部委託の拡大へ向けて取り組みを進めているところでございます。

さらなる外部委託の活用等も検討しながら、今後も計画的な用地取得に努めてまいります。

次に、同じく土木部関係で御指摘のありました、海砂利超過採取に係る過料及び不当利得の収入未済については、安易に不納欠損処理をせず、粘り強く徴収に取り組むことについてでございます。

海砂利超過採取に係る未収金につきましては、定期的に事業者を訪問し催告するなど精力的に徴収に取り組み、平成25年度は300万

円余りを徴収しておりますが、なおその回収は一部にとどまっております。

今後とも、少しでも多く徴収できるよう、定期的に訪問し催告するなど粘り強く取り組んでまいります。

続きまして、土木部の平成25年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、平成25年度歳入歳出決算総括表で御説明いたします。

まず歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして収入済み額が632億3,032万4,000円、不納欠損額2,168万5,000円、及び収入未済額4億3,575万2,000円となっております。

不納欠損額の主なものは県営住宅使用料となっており、また収入未済額の主なものは海砂利超過採取過料等と県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして支出済み額が1,174億2,670万6,000円、翌年度繰越額は456億7,473万5,000円、不用額13億5,226万4,000円となっております。

翌年度繰り越しの主な理由は、昨年度は公共事業の急激な増加により資機材、労務者の不足や入札の不調等により事故繰越が生じたこと、さらには国の緊急経済対策予算を積極的に計上したこと、また、それ以外の通常事業については、事業計画策定等に当たって地元住民や関係機関との調整に時間を要したこと、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したことなどにより工期が不足し、やむを得ず平成26年度へ繰り越したもので、現在その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額の主な理由は、事業実施後の執行残及び国庫補助事業等における国からの

内示減に伴う執行残でございます。

以上、平成25年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、各課長から説明をお願いいたします。

○成富監理課長 監理課長の成富でございます。

まず、今年度定期監査における公表事項はございません。

次に、決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。2ページから3ページにかけての使用料及び手数料でございますが、不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、3ページ最下段の国庫支出金、それに4ページから5ページ最上段の財産収入、さらに5ページ2段目の繰入金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、5ページ中段から諸収入でございますが、収入未済額70万6,000円となっております。これにつきましては、お手元の附属資料のほうの157ページで御説明いたします。

まず、1番目の表のうち上段の工事契約違約金でございますが、収入未済額が69万2,000円となっております。これは、工事請負業者が倒産等により契約を途中で解除した際に支払うべき違約金で、代表者の死亡や行方不明のため収入未済になっているものでございます。

次に下段の雑入でございますが、収入未済

額が1万3,000円となっております。これは、請負業者倒産により契約を中途解除した場合に、前払金に比べて解約解除時点の出来形が不足している部分を返納する際の利息相当分を請求したもので、工事契約違約金と同様に代表者が行方不明のため収入未済になっているものでございます。

未収金対策につきましては、158ページの4の2番目の枠内に記載しておりますとおり、引き続き代表者の所在確認調査や登記簿の確認等により、法人の動向に注意するなど未収金の解消に努めております。

次に、申しわけございませんけども再度、説明資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

土木総務費において1,067万7,000円の不用額を生じておりますが、これは主に東日本大震災復旧支援に伴う職員の派遣により必要となる事務費の執行残と、公物・広告物管理のための事務費の執行残及びCALS/EC、いわゆる電子入札執行残でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

2段目の、建設業指導監督費におきまして、988万1,000円の不用額を生じております。これは、建設業許可申請及び経営事項審査件数が少なかったことによる、データ入力業務委託料等の執行残、及び新分野進出支援事業等の申請件数が少なかったことによる補助金等の執行残でございます。

監理課の説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○久保用地対策課長 用地対策課長の久保でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、用地対策課の決算の概要について御説明いたします。

説明資料の9ページをお願いいたします。

一般会計の歳入です。使用料及び手数料に

ついては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に諸収入でございますが、資料の下から2段目、行政代執行費で収入未済額935万2,000円となっております。これにつきましては、附属資料の159ページをお願いいたします。

収入未済となっておりますのは、平成22年度に国の白川改修事業に伴いまして、大甲橋の上流左側に、左岸側にありました商業ビルに対して行いました行政代執行の費用でございます。

1の平成25年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、収入未済の理由といたしましては、納入義務者は年金生活者で支払い能力がなく、滞納処分可能な財産もないためでございます。

未収金対策といたしましては、最下段の4に記載のとおり25年度の財産調査で少額の預金債券を発見したため、6月に1万5,000円余りの差し押さえを行い、未収金に充当しております。なお、26年度は電話による催告、財産調査を実施しておりますが、現在のところ差し押さえるべき財産が見当たらず、収入には至っておりません。

また、この未収金につきましては、起業者が国であるにもかかわらず、結果的に代執行庁で県が費用負担し未収となっているものでございまして、このような不合理な状況を是正するため、昨年度に引き続き去る6月に国に対し、県に負担が生じないような制度改正の要望を行ったところでございます。

次に説明資料に戻っていただきまして、10ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

土木総務費で1,313万5,000円の不用額が生じております。これは、備考欄のとおり収用に係る鑑定料の執行残が966万4,000円、事業認定等に係る執行残が347万1,000円でございます。



以上で、用地対策課の説明を終わります。  
よろしく願いいたします。

○古澤土木技術管理課長 土木技術管理課古澤でございます。

まず、定期監査におけます公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。説明資料の11ページをお願いいたします。

一般会計の収入でございますが、不納欠損額並びに収入未済はございません。

1段目の、財産収入についてでございます。調定額それから収入済み額ともに1,426万9,000円となっております。これは、県内の建設技術者の技術力の向上を目的に、研修業務などを行っております、熊本市南区にございます、城南町にございます熊本県建設技術センターが設置されておりますが、施設並びに敷地は県の所有でございます。その貸付料の収入でございます。

それから最下段の諸収入でございますが、調定額並びに収入済み額が48万1,000円となっております。これは、公営企業でございます企業局と工事の進行管理を行いますシステムの使用について協定を結んでおります。企業局が、この協定に基づいて負担しますシステムの使用料でございます。

続きまして、支出の部でございます。説明資料の12ページをお願いいたします。

土木費、土木総務費でございますが、これにつきましては不用額が329万3,000円を計上しております。これは、工事の進捗管理や工事関係書類の納品を電子データで行うCALS/EC事業などの執行残でございます。

土木技術管理課の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○宮部道路整備課長 道路整備課長の宮部でございます。よろしく願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、決算について御説明申し上げます。

歳入につきましては、説明資料の13ページから15ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、諸収入及び繰越金でございます。いずれも、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

主なものについて御説明をいたします。

まず、13ページの表の4段目をお願いいたします。

国庫支出金の計でございますが、予算現額に対し45億9,721万4,000円の減となっております。これにつきましては、繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、2段目に不用品売払い収入として273万9,000円を計上しております。これは、山鹿市菊鹿町地内で新しく橋をかける工事を行いました。その際、作業に仮橋を使用いたしましたが、このたびこの工事が完了いたしましたので、仮橋の撤去に伴い発生しました鋼材を売却したことによる収入でございます。

次に、諸収入でございます。

その下の4段目をお願いいたします。

道路関係受託事業収入につきましては、受託事業の繰り越し及び事業費確定に伴い、6,450万8,000円の減となっております。

次に、最下段の工事契約違約金でございますが、2万5,000円の増となっております。これは、国道443号及び益城菊陽線改良工事で、手直し工事等により履行期限を超過したため、熊本県公共工事請負契約約款の規定に基づく、履行遅滞に係る損害金でございます。

次に、15ページの3段目をお願いいたします。

過年度収入で開発指定事業高率補助精算金

が3,073万4,000円の増となっております。これは、繰越事業費確定に伴う増でございます。

次に、歳出について御説明いたします。16ページをお願いいたします。

道路橋梁総務費の不用額は、782万円でございます。その主な理由としましては、事務費及び人件費の執行残並びに国直轄事業負担金の執行残でございます。

次に、道路新設改良費の不用額は、1,060万3,000円でございます。その主な理由としましては、工事費及び事務費の執行残によるものでございます。

次に、橋梁維持費の不用額は8,000円でございます。その理由としましては、単県橋梁補修費の事務費の執行残によるものでございます。

以上が、一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰り越し事業に関しまして、附属資料で説明させていただきます。

翌年度への繰り越し事業につきましては、附属資料の1ページから45ページまで掲げております。

その中で43ページを、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

43ページの最下段になりますが、道路整備課の明許繰越箇所は343カ所でございます。26年度への繰越額は92億8,159万5,000円でございます。

繰り越しの主な理由としましては、関係機関との調整など計画に関する諸条件の整理や用地補償交渉の難航及び方法の検討・協議等に不測の日数を要したことにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

最下段にあります事故繰りの箇所は、6カ所でございます。その26年度への繰越額は4

億4,363万2,000円でございます。

事故繰越の理由としましては、東日本大震災関連の復興事業や、熊本広域大水害の復旧等により需要の高まりから労務者また資機材の不足によるもの、並びに擁壁基礎工の杭孔壁が地下水により崩壊したことから、対策工法の検討に不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

以上をもちまして、道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課長の高永でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算について説明資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入につきまして説明いたします。資料の17ページをお願いします。

分担金及び負担金でございますが、不納欠損、収入未済ともにございません。

5段目の、道路施設保全改築費負担金ですが、これは熊本市と協定を結び負担金を徴収して実施する事業であり、収入済み額の8,650万円については、前年度からの繰り越し分となり、予算現額と収入済み額との比較にあります8,000万円については、工事の繰り越しに伴って負担金の徴収を翌年度へ繰り越したものでございます。

18ページをお願いいたします。

使用料及び手数料のうち、3段目の道路占用料につきましては、調定額1億7,512万円余りに対して1億7,397万円余りを収納しており、収納率で申しますと99%以上となっております。

この道路占用料については、不納欠損額が35万円余りと、収入未済額が79万円余りございます。

まず不納欠損については、占有者が死亡し、相続による相続放棄の手続がなされたことから、やむを得ず不納欠損処分の手続を行ったものでございます。

次に、未済額の解消につきましては、関係する各出先機関において自主納付の働きかけを強化するなど、今後とも収入確保に努めてまいります。

次に、下から2段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し22億8,882万円余りの減となっております。これは、18ページの最下段から19ページの6段目に記載のとおり、主に事業の繰り越しによるものです。

次に、20ページの財産収入ですが、3段目の土地売払い収入は、道路の改良等によって生じた不用地を売却して得た収入でございます。今後も、引き続き積極的に処分を進めたいと考えております。

次に、21ページをお願いします。

3段目の雑入につきましては、不納欠損額が837万円余り発生しております。納入義務者である法人が倒産状態で差し押さえ可能な財産が見当たらず、今後も事業再開の見込みもなかったことから、やむを得ず不納欠損処分の手続を行ったものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。22ページをお願いします。

2段目の、道路橋梁総務費の不用額1,773万円余り及び3段目の道路維持費の不用額4,676万円余りは、いずれも経費節減によるものでございます。

23ページをお願いします。

道路新設改良費の不用額3,501万円余りは、経費節減によるものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

最後に、翌年度への繰り越し事業につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

道路保全課関係につきましては、46ページ

から73ページまでとなっております。

明許繰越について、46ページから70ページまでとなっております。70ページに道路保全課分の合計を記載しておりますので、こちらで御説明いたします。

道路保全課全体で233カ所、51億1,795万円余りの繰り越しとなっております。うち3割が、2月に予算化された経済対策分となっております。

主な理由といたしましては、通常事業においては関係機関との調整や地元協議に時間を要したこと、及び現場施工条件の悪化等による工法協議に日数を要したためです。

経済対策分については、時期的なことが原因で、大半が設計や工法の検討に時間を要したため、全て繰り越しております。いずれも、当初に想定できなかった事態が生じたため、やむを得ず繰り越したものでございます。

事故繰越については、71ページから73ページまでとなっております。73ページに道路保全課分の事故繰越の合計を記載しておりますので、こちらで御説明いたします。

道路保全課全体では11カ所、1億6,959万円余りの事故繰越となっております。

主な理由といたしましては、いずれも全国的な資機材不足や建設関係技能者の不足により工事施工に不測の日数を要したため、やむを得ず事故繰越となったものでございます。現在、工事は順調に進んでおまして、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

以上でございます。よろしく御願いたします。

○松永都市計画課長 都市計画課の松永です。

まず、定期監査における公表事項はございませんで、決算の概要から御説明いたします。

まず、説明資料の24ページをごらん願います。

歳入について御説明いたします。24ページから27ページまでの分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入については、いずれも不納欠損額、収入未済額はあります。

次に、25ページをごらん願います。

4段目の国庫支出金ですが、予算額に対して36億2,535万5,000円の減となっておりますが、その主な要因としては、社会資本整備総合交付金及び総合都市交通体系調査費の平成26年度への繰り越しに伴うものです。

次に、27ページをごらん願います。

2段目の繰入金につきましては、3段目の緑の基金繰入金が予算に対して764万6,000円の減となっておりますが、これは民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴う減によるものです。

最下段の諸収入につきましては、28ページ最下段の開発指定事業高率補助精算金が1億7,010万4,000円の増となっておりますのは、国庫の内示増によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。29ページをごらん願います。

上から3段目、土木総務費の不用額64万2,000円は、人件費の執行残です。

次の4段目、景観整備費の不用額1,447万円は、主に緑化景観対策事業及び民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものです。

また、最下段の新幹線建設促進事業費の不用額6,288万5,000円は、九州新幹線建設に伴う環境対策の完了による精算に伴うものです。

次に、30ページをごらん願います。

2段目の、都市計画総務費の不用額2,438万円は、主に公園維持費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

次に、31ページをごらん願います。

1段目の、街路事業費の不用額100万3,000

円と2段目の都市公園費の不用額72万3,000円は、事業費の確定に伴う執行残によるものです。

以上が、一般会計における歳入歳出です。

次に、翌年度への繰り越し分につきまして御説明いたします。附属資料の74ページから80ページに記載していますが、79ページをごらん願いたいと思います。

明許繰越の都市計画課計としては、最下段のとおり25カ所の48億4,357万1,000円です。

繰り越しの主な理由としては、関係機関との協議・調整等に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度に繰り越したものです。

次に、80ページをごらん願います。

事故繰越について御説明いたします。

1カ所、15億7,000万円の事故繰越が生じております。この理由につきましては、連続立体交差事業において、技能者等の確保が困難となり、やむを得ず事故繰越したものです。なお、現在は技能者が確保でき工事は順調に進んでいるところです。

以上で、都市計画課の説明を終わります。よろしく願います。

○宮本下水環境課長 下水環境課長の宮本でございます。よろしく願います。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、決算について御説明いたします。説明資料の32ページをお願いいたします。

32ページから34ページまでが、一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

32ページの2段目の国庫支出金につきましては、予算に対しまして3,078万3,000円の減となっております。これは主に、最下段の農山漁村地域整備交付金の国庫内示減及び繰り越しと、33ページの3段目の下水道指導監督事務費の事業費確定に伴うものでござい

す。

次に、34ページの雑入が予算に対して139万7,000円の増となっておりますが、これは流域下水道事業特別会計からの一般会計への償還金でございます。

続きまして、35ページから37ページは、一般会計の歳出でございます。

35ページ2段目の公害規制費の不用額421万7,000円は、生活排水対策総合促進事業と生活排水対策適正処理重点推進事業の執行残によるものです。

同じ35ページ3段目の、環境整備費に繰り越しが1億7,236万円生じておりますが、これは後ほど、附属資料で御説明いたします。

次に、36ページの1段目の土地改良費の不用額2,627万3,000円につきましては、団体営農業集落排水事業費の国庫内示減に伴う執行残などによるものです。

同じ36ページの4段目の漁港建設管理費、一番下の段の都市計画総務費にそれぞれ1,312万6,000円と830万円の繰り越しが生じておりますが、これも後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

38ページから41ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はありません。

38ページ最上段の分担金及び負担金が、予算に対し5,489万8,000円の増となっておりますのは、球磨川上流及び八代北部流域下水道において流入汚水量による精算により、市町村からいただく維持管理負担金がふえたためでございます。

また、39ページ1段目の国庫支出金が、予算に対して3億2,479万1,000円の減となっておりますのは、熊本北部及び球磨川上流の流域下水道建設事業費の繰り越し及び事業費減に伴うものでございます。

次に、40ページの3段目の繰越金が、予算

に対し6億289万1,000円の増となっておりますのは、主に前年度からの繰越金でございます。

41ページの2段目の県債が、予算に対して9,800万円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業費の繰り越し及び事業費減に伴うものでございます。

42ページから44ページまでが、歳出でございます。

42ページ土木費の不用額2億は、主に熊本北部、球磨川上流及び八代北部流域下水道の維持管理費と建設費に係る執行残によるものです。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。附属資料の81ページをお願いいたします。

81ページから86ページまでが、下水環境課における繰り越し事業でございます。

一般会計につきましては、84ページの最下段に記載のとおり、32カ所、1億9,378万6,000円の繰り越しがございます。これは、主に県有施設の合併浄化槽設置に係るものですが、施工箇所が多く設計に不測の日数を要したことなどにより、やむなく繰り越したものでございます。

特別会計につきましては、85ページの最下段に記載のとおり、6カ所で3億2,432万6,000円の繰り越しがございます。繰り越しの主な理由は、改築更新機器の機種選定等に不測の日数を要したことなどにより、やむなく繰り越したものでございます。

また、86ページに1カ所1,800万の事故繰越がございますが、これは掘削を行いましたところ軟弱地盤層が確認されたことにより、工事施工に不測の日数を要したためでございます。

以上で、下水環境課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○持田河川課長 河川課長の持田でございます

す。よろしくお願いいたします。

まず初めに、今年度の定期監査におきます公表事項はございません。

それでは、お手元の資料に基づきまして、河川課の歳入歳出決算について御説明申し上げます。45ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

最上段が、分担金及び負担金になります。これは、海岸事業に伴う市町村分担金、それから河川総合開発事業、いわゆるダム事業に伴う利水者負担金でございます。いずれも、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

下から3段目は、使用料及び手数料でございます。46ページにかけてが、内訳になります。

まず、収入未済額として46ページ最上段の河川敷占用料で40万3,000円、2段目の土石採取料で295万2,000円、3段目の海岸占用料で17万2,000円が生じております。河川敷占用料につきましては、申請者の死亡や生活困窮などによるもの、土石採取料及び海岸占用料につきましては、申請者の経営難でございます。

これらの収入未済につきましては、これまでも出先機関と連携をしながら解消に努めているところでございますが、引き続き解消に向けて努めてまいります。

続きまして、下から4段目が国庫支出金でございます。予算現額と収入済み額との比較が69億898万8,000円の減となっております。これは、46ページから48ページまでにその内訳を示しておりますとおり、災害復旧事業や国庫補助事業等の繰り越しによるものでございます。

続きまして、48ページの上から6段目の財産収入でございますが、実績がなかったため調定額、収入済み額、不納欠損額、収入未済額、いずれもございません。

次に、その下段の諸収入ですが、収入未済

額3億2,473万1,000円が生じております。

主な内訳でございますが、説明資料の50ページをお願いいたします。

3段目の雑入を、よろしくお願いいたします。この欄の収入未済額3億1,018万1,000円は、備考欄に記入しておりますとおり、海砂利超過採取に係る過料それから海砂利超過採取に係る不当利得返還請求金でございます。

この2件は、平成22年度と平成24年度の海砂利超過採取に起因するものでございます。

なお、この海砂利超過採取に伴う過料及び不当利得返還金の総額は3億2,400万8,000円でしたが、そのうち平成25年度までに約1,500万円が納付されているものの、ほとんどが未収となっております。

これまでの対策といたしましては、納期限到来後に督促状を発送し、督促状の納期限到来後に事業者を訪問いたしまして納付を催告するとともに、納付がない場合には強制執行を行わざるを得ないことを説明いたしまして、こうした各事業者の財産調査を実施しております。

その後、事業者からの聞き取り等で把握をいたしました各事業者の経営状況や財産調査の結果などを踏まえ、精力的に徴収に取り組んでおります。

具体的には、事業収入の見込みがある事業者につきましては分納計画の提出を求め、計画的に納付させることを目指しております。一方、事業収入の見込みがない事業者につきましては、定期的に訪問して状況を把握するとともに、納付を働きかけております。今後も、引き続き粘り強く徴収に取り組んでまいります。

次に、51ページ最上段の年度後返納の収入未済額1,455万円につきましては、工事前払金の返納金でございます。

本件は、前払金の返納を業者に求めているものですが、業者の経営悪化により返納されず未収金となっているものです。現在この法

人が清算手続中でございますので、その状況の把握に努めるとともに、引き続き法人に対して弁済を求めてまいります。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。52ページをごらんください。

まず上から2段目の、河川海岸総務費につきまして3,513万9,000円の不用額を生じております。これは、主に人件費等の不用残でございます。

続きまして、その下の河川改良費につきまして、1,389万円の不用額を生じております。これは、主に河川等災害関連事業におきまして、南阿蘇村から受託した事業が想定よりも少ない事業費で事業を完了したことによるものと、この事業に係る事務費の執行残でございます。

続きまして、53ページ最上段の海岸保全費につきまして、74万円の不用額を生じております。これは建設海岸における流木処理事業の事業完了による執行残と、事業に係る事務費の執行残でございます。

2段目の水防費でございますが、127万8,000円の不用額は、執行残でございます。

続きまして、3段目の土木災害復旧費で3億9,695万円の不用額を生じております。

その主なものは、河川等補助災害復旧費で3億9,621万6,000円の不用を生じておりますが、これは備考欄に記載しておりますとおり、災害費の額の確定による不用が主なものになります。

また、54ページの河川等単県災害復旧費の不用額73万4,000円につきましては、入札に伴う執行残になります。

続きまして、繰り越しについて説明申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の87ページをお願いいたします。

87ページから118ページまでが、繰り越し事業を掲載しております。

そのうち明許繰越といたしましては、115ページの最下段になりますが、箇所といたしまして319カ所、額で114億7,567万8,000円となります。

続きまして、事故繰越といたしましては、こちらは118ページの最下段になりますが、箇所といたしまして53カ所、金額で25億6,696万円となります。

河川課の合計は、箇所として372カ所、額で140億4,263万8,000円となります。これらは資材不足等により年度内完了が困難になったものや、地元や関係機関との調整、用地交渉等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したもののものなどでございます。

なお、事故繰越箇所につきましては、9月1日の現在の進捗率が80%以上の箇所が大半を占めておりますので、全箇所今年度内事業完了の予定でございます。

以上で、河川課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○平山港湾課長 港湾課長の平山でございます。

まず、定期監査における公表事項はありませんので、決算の概要について御説明いたします。

なお、港湾課においては一般会計と港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計がございます。

まず、一般会計について御説明いたします。

一般会計の歳入については、説明資料の55ページから59ページでございます。説明資料の55ページをお願いいたします。

最上段の、分担金及び負担金においては、不納欠損、収入未済額はありません。

56ページをお願いいたします。

上から4段目の使用料及び手数料においては、港湾区域占用料で不納欠損額が2万1,00

0円でございます。これは、長洲港において、経済的困難により消滅時効の成立に伴うものでございます。また、港湾区域占用料で収入未済額が6万2,000円でございます。これは、三角港において申請者の業績不振で未納となっているものでございます。

57ページの最上段の国庫支出金、58ページの上から4段目の財産収入、59ページの上から2段目の諸収入においては、いずれも不納欠損、収入未済額はございません。

最下段の、開発指定事業高率補助精算金の予算現額に対する収入増は、更新地域に伴う特例による過年度事業に係る国庫補助精算金の内示増によるものでございます。

次に、一般会計の歳出について、説明資料の60ページから61ページで御説明申し上げます。説明資料の60ページをお願いいたします。

最上段の土木費で、不用額が2,284万1,000円でございます。

その内訳は、2段目の港湾管理費における不用額が292万3,000円、次の段の港湾建設費の不用額798万円、及び61ページの上から2段目の空港管理の不用額1,193万9,000円で、いずれも入札残及び事務費の執行残でございます。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。説明資料は62ページから63ページでございます。

まず、歳入についてでございますが、説明資料の62ページをお願いいたします。

最上段の使用料及び手数料において不納欠損額が104万1,000円、収入未済額が516万円でございます。

不納欠損額の内訳は、重要港湾使用料で104万1,000円、これは三角港において業績不振により消滅時効の成立によるものでございます。

また、収入未済額の内訳は、附属資料の16

ける地方港湾使用料で131万9,000円、八代港及び三角港における重要港湾使用料で384万1,000円です。これらは、いずれも港湾施設使用者の業績不振等によるものでございます。

62ページに戻っていただきます。

中段から、国庫支出金、財産収入、繰入金及び繰越金について不納欠損、収入済み額はございません。

63ページをお願いいたします。

最上段の諸収入の雑入において、収入未済額が2,043万7,000円でございます。

別冊の附属資料の166ページに記載しておりますが、このうち1,920万4,000円については、三角港において倒産した施設使用者の建物にアスベストが使用されていたため、飛散の危険性があったことから、港湾管理者が行政代執行法に基づき建物の撤去を行った費用でございます。

残りの収入未済額120万3,000円は、熊本港旅客ターミナル内レストランの電気及び水道代、並びに八代港における電気代でございます。これは、事業者の業績不振によるものでございます。

資料の63ページにお戻りください。

最下段の県債について、不納欠損、収入未済額はございません。

なお、一般会計と港湾整備事業特別会計の未収金対策につきましては、電話及び臨戸催告等による早期納付及び分割納付を促すとともに、財産があるものについては差し押さえ等の法的措置の検討を行っているところでございます。

次に歳出についてでございます。説明資料の64ページをお願いいたします。

土木費で4,617万8,000円の不用額がございます。

内訳としましては、施設管理費4,551万1,000円で、消費税の確定申告に伴う納付額の減、港湾管理関係の委託及び修繕費の入札



残、人件費及び事務費の執行残でございます。

港湾整備費は66万8,000円で、事務費の執行残でございます。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計についてでございます。説明資料は、65ページから66ページでございます。

まず、臨海工業用地造成事業特別会計の歳入についてでございます。説明資料の65ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金、繰越金、及び説明資料の66ページの諸収入とともに、不納欠損、収入未済額はございません。

次に歳出についてでございますが、説明資料の67ページをお願いいたします。

上から3段目の、公債費の不用額1,000円は、起債の利子の償還に係る端数の残でございます。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出に関する説明は終わります。

次に、決算特別会計附属資料の平成25年度繰り越し事業書について御説明いたします。

資料の119ページから128ページでございます。

資料の127ページに、一般会計において57カ所、22億2,307万1,000円、また128ページに港湾整備事業特別会計で2カ所、1,503万7,000円、合計59カ所、22億3,810万8,000円を次年度へ繰り越しいたしました。これらは繰り越し理由欄に記載しておりますとおり、関係機関との調整に不測の期間を要した等の理由によるものでございます。

なお、繰越額のうち11億462万8,000円は、国の緊急経済対策に係る補正予算に対応するものでございます。

繰り越した59カ所のうち、9月末現在で34カ所が完了しております。その他の箇所につきましても、引き続き早期の完了に努めてまいります。

次に、附属資料の171ページから172ペー

ジ、平成25年度不納欠損に関する調べを記載しております。

一般会計の港湾区域占用料で1件、2万1,000円の不納欠損額でございます。

また、次のページの港湾整備事業特別会計の重要港湾使用料で1件、104万1,000円の不納欠損額でございます。いずれも回収できる資産がなく、消滅時効が成立したことによるものでございます。

次に、説明資料の178ページに、平成25年度県有財産処分一覧表を記載しております。

平成25年度における売却処分益は、百貫港で2件、水俣港で4件、八代港で1件の、合計7件で、収入合計額は1億232万6,813円でございます。

以上で、港湾課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○緒方砂防課長 砂防課長の緒方でございます。

まず、定期監査におけます公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明します。委員会説明資料の68ページをお開きください。

歳入について御説明します。68ページ1段目の分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

次に、6段目の国庫支出金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算額に対しまして38億2,750万5,000円の収入減となっておりますのは、繰り越しによる事業費減に伴う国庫支出金の減でございます。

次に、69ページ3段目の繰越金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出について御説明します。委員会説明資料の70ページをお開きくださ

い。

砂防費につきまして、不用額が2億226万1,000円生じております。

主な理由は、入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明します。附属資料の129ページから150ページにかけて砂防課の明許繰越を記載しております。

150ページの最後の行に記載しておりますとおり、繰り越しは合計で151カ所、45億9,533万6,000円を生じております。

繰り越しの主な理由としましては、境界確定や相続に伴う登記処理、地元関係機関との調整及び工法の検討等のために不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。いずれも、発注済みもしくは発注等の手続中でございまして、年度内に完了する予定でございます。

次に、附属資料の151ページから153ページにかけて、砂防課の事故繰越を記載しております。

153ページの最後の行に記載しておりますように、繰り越しは合計で15カ所、24億7,157万円生じております。

事故繰りの理由としましては、東日本大震災からの復旧・復興に伴う資機材及び労働者不足により工事が遅延したため、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。いずれも発注済みで、年内には全ての工事が完了する予定でございます。

以上で、砂防課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田邊建築課長 建築課長の田邊でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。

まず歳入でございますが、説明資料の71ページから73ページに記載をしております。

内容につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入及び繰越金でございます。いずれも、不納欠損及び収入未済はございません。

主なものを御説明申し上げます。説明資料の71ページをお願いいたします。

3段目の、土地開発行為許可申請手数料と、6段目の土地建物取引業免許申請手数料につきましては、予算に対してそれぞれ114万8,000円、405万4,000円の増となっております。これは、それぞれの申請件数が見込みより多かったためでございます。

また、4段目の建築確認申請手数料につきましては、896万9,000円の減となっております。これは、申請件数が見込みより少なかったためでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

3段目以降の国庫支出金につきましては、予算に対して786万9,000円の減となっておりますが、これは4段目の社会資本整備総合交付金の事業費確定に伴う減が主な理由となっております。

次に、歳出について御説明いたします。説明資料の74ページをお願いいたします。

上から3段目の、建築指導費における不用額2,431万6,000円につきましては、主に当課所管の法令に基づく確認検査事務等に要する経費における事務費の執行残及び民間建築物アスベスト緊急改修促進事業の入札に伴う執行残でございます。

以上で、建築課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○深水営繕課長 営繕課長の深水でございます。よろしく申し上げます。

まず、本年度の定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたしま

す。

まず歳入についてですけれども説明資料の75ページをごらんください。

主なものは、繰越金の6,519万円です。これらに関しまして、不納欠損及び収入未済はありません。

続きまして、歳出について御説明いたします。説明資料の76ページをごらんください。

土木総務費の不用額1,918万7,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費、設計、工事管理委託の入札に伴う執行残及び事務費の執行残です。

続きまして、繰り越しについて御説明をしたいと思っております。附属資料の154ページをごらんいただきたいと思っております。

県有施設の保全改修費で2カ所、また県有建築物昇降機設備安全性確保事業で1カ所、合計8,497万3,000円の繰り越しとなっております。これらにつきましては、関係機関との調整や経済対策による工事期間の確保などに不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。なお、2カ所はほぼ完成しており、1カ所につきましても現在発注の手続を行っており、早期の完了に努めてまいります。

以上で、営繕課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○清水住宅課長 住宅課長の清水でございます。よろしく申し上げます。

まず、今年度の定期監査における公表事項がございますので、御説明いたします。

指摘の内容としましては、入居者に納付していただいております敷金等につきまして、歳入歳出外現金の現在高と、入居者から預かっている敷金等の照合が行われていないため、速やかに照合を行うとともに、今後は適切に管理するようにとの指摘でございます。

次に、指摘に対しての対応状況について御説明いたします。

県営住宅の敷金等は、退去時に還付するまでの預かり金となるため、歳入予算では受け入れず歳入歳出外現金として扱っています。また、敷金等の納付・還付事務は、県の財務会計システムで金額等をチェックしながら処理しておりますが、このシステムでは敷金等の現在高総額は確認できますが、入居者個々の敷金等の額は確認できない状況です。

このため、住宅課にあります入居者管理システムのデータを利用し、入居者個々の敷金等につきまして照合作業を実施しましたが、入居者管理システムのデータの一部に入力漏れ等が見られたため、必要な確認や修正作業を全て行い、歳入歳出外現金の現在高と敷金等の照合作業を先月完了いたしました。

最後に、今後適切に管理するようにとの指摘につきましては、今後は毎年度に歳入歳出外現金の現在高と各入居者の敷金等の照合を行うとともに、敷金・保証金について適切に管理を行ってまいります。

それでは、決算特別委員会説明資料の説明をさせていただきます。

まず歳入関係でございますが、説明資料の77ページをお願いいたします。

3段目の、県営住宅使用料ですが、調定額が22億2,020万7,000円に對しまして、収入済み額が21億4,176万2,000円で、収入未済額が6,687万8,000円となっております。

収入未済の状況や対策につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきます。

不納欠損額につきましては、1,156万7,000円でございますが、これは退去後、所在不明や死亡などにより時効になったものでございます。

同じく4段目の県営住宅用地使用料ですが、これは県営住宅の駐車場使用などがございますが、調定額が1億7,504万6,000円に對しまして、収入済み額が1億7,081万3,000円で、収入未済額410万6,000円となっております。

す。

この理由としましては、住宅使用料と同様、入居者の生活困窮などによるものでございます。

不納欠損額につきましては、12万7,000円でございますが、これも退去後所在不明や死亡などにより時効となったものでございます。

次に、78ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対しまして1億2,201万7,000円の減となっておりますが、これは2段目の社会資本整備総合交付金の繰り越し等が主な理由でございます。

次に、最下段の財産収入の土地貸付料の不納欠損額が19万3,000円となっておりますのは、債務者が死亡したため県外在住の相続人に対して催告を行ってまいりましたが、支払いが行われず、平成25年10月に相続人から時効援用の意思表示がなされ、消滅時効が完成したことに伴い不納欠損を行ったものでございます。

79ページから80ページにかけては、繰越金及び諸収入について記載しております。

次に、歳出につきまして81ページをお願いいたします。

2段目の住宅管理費の不用額4,089万3,000円につきましては、公営住宅維持補修費の事業費確定に伴う執行残及び即決和解の実施等により訴訟件数が見込みより少なくなったことによる事務費の執行残でございます。

また、3段目の住宅建設費の不用額4,693万1,000円につきましては、公営住宅ストック総合改善事業費及び高齢者向け有料賃貸住宅供給促進事業費の事業費確定に伴う執行残等によるものでございます。

次に、附属資料の155ページをお願いいたします。

繰り越しにつきましては、附属資料の155ページと156ページでございます。住宅課の

繰越額計は156ページ最下段の2億7,964万8,000円でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、全国的な足場不足により工事着手がおくれたものや、国の緊急経済対策に起因するもので、やむなく繰り越したものでございます。

168ページをお願いいたします。

1の表をごらんください。これは、先ほど御説明しました歳入に関する調べのうち、収入未済となっているものを一覧にしたものでございます。

上段の県営住宅使用料、いわゆる家賃の収入未済が6,687万8,000円、2段目の県営住宅用地使用料、これは駐車場使用料等でございますが、この収入未済が410万6,000円でございます。

表の2をごらんください。これは収入未済額の過去3カ年の推移を示したものでございます。県営住宅使用料の収入未済額は年々減少しておりますが、収納率で全国と比較した場合、平成20年度末に88.8%で、全国29位だったものが平成25年度末には96.5%と、全国8位まで上昇してきております。

169ページの表の3をごらんください。

これは、収入未済額についてその状況を整理したものでございますが、県営住宅使用料及び県営住宅用地使用料ごとにその内容を示してございまして、県営住宅使用料が合計859件の6,687万8,000円、県営住宅用地使用料が合計363件の410万6,000円、両方の合計が1,222件の7,098万4,000円でございます。

表の4をごらんください。

これは、各未収金についての対策を記載しております。県営住宅使用料の入居者への対策といたしましては、⑥の明け渡し請求訴訟の確実な実施や、⑧の生活保護世帯の代理納付につきまして重点的に取り組んでおります。

また、退去者への対策といたしましては、④の分納誓約の実施につきまして現在重点的

に取り組んでおります。

住宅課分は、以上でございます。よろしく  
お願いいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます  
した。

以上で、土木部各課の説明が終わりました。

1時間以上経過しておりますので、3分間  
トイレ休憩をしたいと思います。

午後2時13分休憩

---

午後2時17分開議

○岩下栄一委員長 それでは、再開いたしま  
す。

質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 また住宅課です。

77ページと169ページ。取れないお金は仕  
方がないと思いますけども、この所在不明で  
すね、19名、19件、419万、所在不明。これは  
所在は免許証、戸籍謄本取ればわかりやせん  
ですかね。

○清水住宅課長 おっしゃるとおり所在不明  
者の方には請求のしようがないものですから、  
今その所在確認に力を入れておまして、おと  
とし54名ほどいらっしやったんですけども、  
それが今これまでに減ってきておまして、  
現時点で言いますと10名まで減らすこと  
ができました。

で、おっしゃるとおり住民票の請求ですと  
か、いろいろな手を考えてやっておるん  
ですけども、どうしてもわからない方もちよ  
っといらっしやいまして、そういう方もど  
うにかして、やっぱりまずは所在を確認す  
ることが大事だということで、今取り組ん  
でおります。

○堤泰宏委員 戸籍謄本は取れぬとですか。

○清水住宅課長 戸籍謄本は取れます。

○堤泰宏委員 戸籍謄本取ると、大概わか  
るのですがね。

○清水住宅課長 戸籍だけでもやっぱり、ど  
うしても行方不明というか、そういうよう  
な方もいらっしやるもんですから。

○堤泰宏委員 それはもう県営住宅に入っ  
ておった方なら、浮浪者じゃないですもん  
ね、家庭ば持っておった人だけん、戸籍  
謄本で追えばかなり精度は高くわかん  
と思いますから、頑張ってください。

○清水住宅課長 一応、戸籍謄本を取っ  
て調査はしておりますが、それでもちよ  
っとわからない方がいらっしやるのが  
現状でございます。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 それでは60ページ、  
港湾課の港湾建設費。翌年度繰り越  
しですね、これが極めて高い状況で  
金額的にも張っているわけですが、  
重要港湾改修事業あるいは地方港  
湾改修事業、この実態について少  
しお話をいただきたいと思いま  
す。この中身ですね。

○平山港湾課長 60ページの港湾建設  
費の内訳ということで御説明してよ  
ろしいでしょうか。

○鬼海洋一委員 はい。

○平山港湾課長 港湾建設につきましては、  
予算現額90億に対して支出68億で  
ございまして、不用額798万、比  
較が22億2,485万4,000円と  
記載しておりますけど、主に右のほうに

書いていますとおり、災害関連の大規模漂着流木等の処理費等に伴う費用が255万7,000円、埋没対策の執行残と残り執行残が約530万等でございます、主に執行残等に伴うものの内容でございます。

○鬼海洋一委員 翌年度繰越額がふえた中身について質問いたしました。

○平山港湾課長 済みません。

今回、港湾建設費につきましては、主に事業等に伴いまして、特に関係者、漁協等の協議・調整等が必要になってきます。さらに、港湾事業等につきまして、ノリ等の作業等によって作業できる時期が制限されてきます。それに伴いまして、上期での工事執行と、9月以降になりますと、ノリ等の執行で事業ができず翌年度に繰り越しという工事スケジュールの関係で繰り越したものでございます。

済みません。

○鬼海洋一委員 わかりました。

○岩下栄一委員長 よろしゅうございますか。

○鬼海洋一委員 結構です。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○田代国広副委員長 入札制度についてずっと、どうも今一つ自分で引かかって引きずっておるのは、いわゆる総合評価方式ですね。これの私が疑問に思うのは、いささか不公平感がありはしないかという気がします。

行政は公平・公正が最も大事であるわけでございますから、そういう観点からこの総合評価方式を捉えてみますと、いわゆる土俵に上がった時点でA1の方々のピンとキリとでは、持ち点と申しますか、そういった点数と

というようなもので差がございまして、極端に言うならば1億の物件を8,000万と8,500万で入札した場合、8,500万の方が落札する可能性さえあるような制度なんですね、極端に言えばですよ。どうしてもA1のキリの方々は土俵に上がって対等な競争ができない。したがって、落札できないというケースが非常に多うございます。

現に今回の災害におきまして、そういったケースがあるわけでございますが、この総合評価方式をとらなくてもいい事業もあるような気がするんですね。例えば、もう終わりましたけれども、白川の土砂の撤去作業というのは、工事というのは、総合評価方式でなくても、それぞれの業者の方々が十分能力的にも考えますし、私ども素人でも土砂の撤去あたりなどはわかる気がするんですよ。全てを総合評価方式にすることによって、ある偏った受注がなされておるのは、もう皆さん方も存じておられると思うんですよ。

そういったことを考えると、やはり公平感という観点からすると、そういった偏らないためにも柔軟な発注の仕方にもう少し考えてもらえないかというふうに思うんですけども、この総合評価方式に対する考え方について、お話を聞いてみたいと思います。

○古澤土木技術管理課長 田代先生のほうからお話がありました総合評価でございますけれども、確かに実績をある程度点数化していくという面がございますものですから、実績があるところが若干有利になるというのは事実としてあるのかなと、側面はあるというふうに思っております。

ただ、総合評価方式で発注するのはなぜかと申しますと、いわゆる公共工事は品物が、これから出して品質を確保するということがまず第一だと考えております。ですから、どうしても実績あるいは技術力というものを評価して入札者を決めていく、価格とあわせて

総合的に評価していく制度だというふうに思っております。

総合評価によりまして、じゃ何がどういうふうに変わってきたかというお話かと思えますけれども、全体的に申しまして、いわゆる公共工事の成績が少しアップしてきている、それだけ皆さん方は高得点を取りたい、いい品質のものをつくりたいということで皆さん方頑張っているのかなというふうに感じております。

それで、先ほど先生がおっしゃいました例えばA1の上の方、A1の下の方を比較したときに、じゃ上の方は取れて下の方は取れなくて公平性がないじゃないかというお話かと思えます。そこは我々も制度的に、完璧な制度とは申しませんので、そのあたりを今後、状況を見ながら勉強させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○田代国広副委員長 この制度がなぜ私が疑問を感じるのかというと、資本主義社会においてはしっかり競争して、努力した者が報われるような社会が望ましいわけですよ。ところが、このA1クラスにおけるその総合評価方式があるがゆえに、A2の方々がA1に上がろうとしない、そういった現実があります。なぜかという、A1に上がっても仕事は取れないと、だからA1に上がるよりもA2のほうにおったほうがいいと、非常にゆがんだ制度だと、そんな気がするんですよ。ですからみんなが、A2の方々が努力してA1に上がりたいと言えるような制度なら非常にいい制度になるんですけども、A2の方がA1に上がりたくない、上がってもA1になったら仕事取れないからこのままがいいと、そういった声を私は耳にするんですけども、恐らく皆さん方の中にもそういった声は耳に入っていると思うんですけども、この辺が非常に大きな欠点というんですか、あるいは問

題があるような気がしてならないんですよ。

○岩下栄一委員長 古澤課長、いいですか。

○古澤土木技術管理課長 先生の御意見、趣旨、改めて私たちの心の中に届くものでございますけれども、今後この総合評価制度というものについては続けていきたいと思っておりますので、改善すべき点があるところは改善していきたい、そのように考えております。

○岩下栄一委員長 はい、よろしく申し上げます。

○田代国広副委員長 国交省がこういった制度をつくったわけですから、国交省の制度に、なかなか県としても、これをほごにするわけにはいかないという点もあるかと思えますけれども、やっぱり県民の目線に立って県の行政というのは進めるべきだと当然思うわけでございますので、柔軟な対応をするように、できればそういった面にも目を向けていただくようお願いしておきたいと思えます。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 繰り越しがちょっと多かった、これはさつき部長の報告にもありましたけれども、公共事業の急激な増加とか、それで資機材が不足したりとか労務者の不足とか、これは今建設業が抱えている問題なんですよ。今、若手の技術者も少なく、ただ、成富課長テレビにも出ていましたけれども、関心を持ってもらおうということで、いろんな建設業界の中からもいろんな取り組みをやっていらっしゃいます。

そこで、ちょっと1つ気になったのが、建設業じゃなくて建設関連産業と言ったらいい

んですかね、交通誘導員の確保が困難、このケースは結構やっぱりあるんですよ。こういったことというのは、これからも結構続いていくんじゃないかなという気はするんですよ。例えば、これは建設業だけではなくて、今の小売なんかでも、小売というか外食ですね、外食とかも人が集まらないとか、コンビニなんかもなかなか日本人は入ってこない、学生もですね。そういった状況というのは結構今出てきているんですよ。特に都市部とかでも。この交通誘導員というこの方がいらっしやらないければ、工事に着手できないわけですね。こういったことも含めた上での検討とかか考え方をしていけないといけないんじゃないかなと思うんですけど、その点は建設業だけじゃなくて関連産業も含めた形で。

○成富監理課長 おっしゃるように昨年度、事故繰り等が発生したときは、やっぱり交通誘導員も足りないという話もいただいていた。交通誘導員についても、やっぱり給料を上げるとかいろいろな施策を打ってほしいのは、業界からもいただいていた。ただ、今、私どもができるのは、一応建設産業の本体といいますか、そこをまずしっかり固めていこうということで、技術者、技能者を含めてそこを今一生懸命やっていますんで、それがある程度建設産業として成り立っていけば、それが波及して関連産業にも少しいいといえますか給料を上げられるような体質になっていけばというふうには今思っています。

ただ、やっぱり若手人口減っておりますんで、どの産業も人手不足が今から出てきますんで、やはり私ども土木部としましては、まず建設産業の人手確保について今できるだけ頑張っていきたいということで、いろいろ施策を出させていただいている状況でございます。

○内野幸喜委員 慢性的な、いろんな業界の

中で人手不足、これからまだ生じてくると思うんですね。それぞれの業界での人の取り合いになってくるんです。建設業は今、若手が特に少ないという中で、よりやっぱり魅力的な業界なんだということをやっぱり打ち出していないと、今非常にきつとか、「3K」でありますね。そういったやっぱりイメージを払拭していかないと、取り合いでどんどんほかの業界に流れていく可能性というのはあると思います。そこは、県もしっかりと業界とも一緒になって取り組んでいってほしいなと思います。

それと交通誘導員、これは一現場に何名とかと決まっているんですか、その工事の規模によって決まってくるんですか。そこを、ちょっと聞かせてください。

○古澤土木技術管理課長 一工事と言いますか、金額ではございません、現場で例えば道路でありますと上下線、上り下りあるとすれば、それぞれの上り下りに交通誘導員あるいは延長が長くなれば途中で誘導員を置いたりとか、あるいは交差点であれば、それぞれの交差点側のほうに、四つ角であれば4人並べたりとか、そういう現場によって積算しております。

ただ、交通誘導員が延べ何日になるかというのは、やっぱり実際現場に入って実績をとらないといけないということで、ある程度変更設計の対象になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員長 内野委員、いいですか。（「関連していいですか」と呼ぶ者あり）はい、溝口委員。

○溝口幸治委員 役所の中も人手不足だと思うんですね、特に災害とかあつて大変だと思いますし。よく聞くのは最近、振興局とか



出先も人がどんどん減っているの  
で、現場をやっぱり幾つも抱えていらっし  
やって、本当は現場に来て打ち合わせをやつ  
たら一目瞭然でわかるんだけど、取りあ  
えず写真だけ撮って送ってくれというこ  
とで、そういうやり取りをすると、本当  
は誘導員は、例えばですよ、本当は3人  
ぐらいでいいって現場は判断、現場とい  
うか業者さんは判断しているんだけど、  
そういう現場だったら写真からいくと何  
人だということで、本当は減らしてい  
いのに多くなければならないとか、そ  
ういうのもいっぱいあるし、例えば建設  
会社の人というのはだんだん知識がある  
ので、経験も豊富なので、昔はこうい  
う事例で言うけど、担当者によっては若  
い方だと経験が不足したり、なかなか現  
場の経験がなかったりすると、なか  
なか通じないというところもあるとい  
うふうに聞いてますので、それは、き  
ょういらっしゃる方々はいい時代も  
厳しい時代も経験されてる方々なので  
わかると思いますけど、今の若い人  
ってもう厳しい時代だけなんですよ  
ね、もう。本当に皆さんたちの時代  
は、若いころは出張があったり研修が  
あったりというのも豊富にあった時代  
だと思いますけど、今もう若い人たち  
も出張に行く金もなければ研修を受  
ける研修費も削ってきたということで、  
非常にやっぱその知識も含めて技術  
も含めて問題じゃないかなと思います  
ので、その辺も何か徐々に充実してい  
けるような形をとっておかないと、あ  
と3年、5年したときには役所の中が  
すっからかんで、なかなか業者さん  
の言いなりというか業者さんの提案  
ばかりになってしまっ、役所側のこ  
とがわからないということもあるか  
もしれないし、やっぱ同じ業者さん  
も、業界のほうも勉強して知識をふ  
やしていただく、役所のほうも同  
じようにレベルアップをしていか  
ないと非常に将来が不安だなと思  
いますので、その辺の体制整備も  
ぜひしっかり取り組んでいただ  
きたいと思いますが、今そ

ういう取り組みもなさっていると思  
いますし、今後どういうふうにそこ  
を考えていくのかということ。ど  
なたですか。

○古澤土木技術管理課長 委員御指  
摘のように土木行政、昔の我々の  
時代の若いころと今とでは相当  
の社会・経済情勢が変わってき  
ているし、新たな行政需要だとか  
あるいは行政ニーズ、そういった  
課題は非常に多岐にわたって  
いて、あるいは専門的になって  
いたりとか高度化したりとか、  
そういった業務になってきて  
いると思います。

そういう中で受注したんでしょ  
うけど、我々発注者、土木技術  
職員の技術をいかに育成してい  
くかということは、我々も非常  
に大きな課題だと考えており  
ます。ただ、これまでいわゆる  
行財政改革の中で職員数の減  
というか、そういうのがあって  
おります。また、それに伴って  
若手職員もやっぱ採用が減っ  
てきていると。加えて、いわ  
ゆる団塊の世代とは申しませ  
んけど、そういった熟練の方  
々の退職というのが非常に  
大量にされてます。

今、職員の年齢構成、いわ  
ゆるピラミッド的に見ますと、  
若手が非常に少ないというこ  
とでございまして、先生おっ  
しゃるように我々の年代から  
若い人たちにどういふふう  
に技術を継承していくかとい  
うことが課題だと、緊急の課  
題というふうに思っています。

それで、今でございませ  
んけども、若手職員に対して、  
いわゆる先生おっしゃるよう  
に現場で学ぶことが非常に  
多いと思っています。今の  
新規採用された職員から、  
入庁から3年ぐらいの子  
たち、その初任地が3年  
ぐらいだと考えますけども、  
そちらで、いわゆる現場  
での対応力を育てていく  
ということで、今の現場  
の監督事務に特化した、  
いわゆるOJTとい  
いますか職場研修をして  
おります。

ここで、じゃ指導する職員  
がそれだけの時間を割いて  
やっぱり指導していかなく  
ちゃいけないということ  
になると、その時間をつ

ってあげなくちゃいけないという話になるんだらうと思います。そこはやはり、先生も御存じかと思えますけども、現場業務委託というのをやっておりますけども、そこもある程度きれいに整理して、どこまでを外注しどこまでを我々のことで、事務でやっていくかということも整理しながらやっていきたいと思っております。

この職員研修といいますか人材育成というのは、ここ一、二年で済むような話じゃなくて、継続性が大事だらうというふうに考えておりますので、それも含めて若手それから中堅それまで含めた形での研修なりを、あるいは現場力の向上というものを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員長 溝口委員、いいですか。

○溝口幸治委員 結構です。

○岩下栄一委員長 はい。ほかに何か、どうしてもというの……。

○鬼海洋一委員 お久しぶりに土木関係の議論をする場に来ましたから、私自身の認識不足もあるかもしれませんが、こういうさまざまな問題をはらみながらきているわけでありまして、そこで建設産業の戦略について少しお伺いしたいというふうに思います。

今も内野委員のほうから出ましたけれども、この前、県内の工業高校と建設業の協力協定があって、その中で工業高校の生徒の皆さん方が建設現場で実習するという状況になりました。監理課長もテレビでいろいろコメントされておりましたから、いいことができたんだなというふうに思っておりますが、そもそもですね、熊本県のこの産業構造、建設産業の構造を変えるということが数年前からやられまして、特に業者が余りにも多過ぎる

と、その中で少し構造を、例えばAクラスだとかBクラスだとかという、こういうのを少し整理しようということから、建設産業プランというのが出たというふうに思うんですね。その中で、他産業への移行支援だとかこういうものを中心にやられてきました。そうすると、最近の動きの中で、つまり建設業そのものの体力が非常に難しいという状況、そしてまた、なかなか現状の仕事、発注量に耐え得る構造、構造というか分布になっていないという状況等も踏まえて、そういう意味ではこの建設産業プランつくられてきたものが、これまで流れてきたその精神からいうと少し変わっているんじゃないかというふうに思っておりますが、現状その中身について再検討せざるを得ない状況にきているんじゃないかというふうに思っているわけでありませうけれども、そういう意味で業界構造を変えるという思いでスタートしたその中身、それから現実になかなか、需要に耐え得ないような体制、こういうものについていかがお考えなのかということをお聞きしておきたいと思っております。特に、そんな中で産業開発青年隊とかなくしたんですよね。例えば、産業開発青年隊はもう1回検討するだとかということも含めて、やっぱり抜本的な構造的な見直しをどうするかと、政策的な展開をすべき時期にきているんじゃないかというふうに思いますが、これは監理課長でしょうか、御答弁いただくのは。

○成富監理課長 建設産業プランをつくりまして、技術と経営にすぐれた建設業をつくっていくと。その一環として23年6月に、おっしゃるようにA1、A2に基本的に360社を育てていくというような大きな方針を出して向かってきました。

ただ、おっしゃるように、そのときには基本的に公共事業費はある程度減っていくだろうという見通しで23年6月建設産業プランと

合わせて発注標準の見直しをしたわけでございますけれども、その減っていく途中で政権がかわりましたし、熊本広域大水害という熊本県独自の事件といいますか事態が生じまして、基本的にそういう公共事業が少し熊本県としては伸びました。経済対策も伸びました。

私どもとしては、そういうときにも対応できるようなA1、A2の建設産業であってほしいと思ってたんですけども、実態はやはり思った以上に疲弊してました。やっぱり人手不足とかいう、人材がいなくなると、資機材ももう減らしているということで、急激な公共事業に対応できるような体力がもう既に失われていた状態にありました。

改めて、この建設産業をどうしていくかということを考えてときには、もう一度やっぱり建設産業、本当に、今のようにスリム化といいますか、ペーパーカンパニーと言うとちょっと言い過ぎかもわかりませんが、全てリースとか人を抱えないというような、こういう産業として育てていくのか、もう少しやっぱりちゃんと人を雇ってちゃんと機器も保有して、足腰が本当にそういうものを持って強く産業として成り立つという、この辺をしっかりとちょっと見きわめないといけないという時期にきているのかなと。

そうするためには、やっぱり今まで建設産業、発注者側からすると元請中心に基本的に考えてました。元請に対してどれだけ公共事業を発注していけばその元請が成り立つと、それから先の下請構造は基本的に民衆の世界ということで、ある程度そこは民衆の世界だから口出しをしないという形にしてもらいましたけども、そういう形がよかったのかどうかわかりませんが、今はやっぱりその下請さん、専門工事業団体と言うんですけど、技能士さんたちがいる、そこが本当に人がいなくなってますから、元請さん方が仕事ができなくなってくるという事態が生じてま

す。だから、もう1度そこも含めて、建設産業というのは元請だけじゃなくてそういう専門工事業、1次下請、2次下請この構造を含めてどうしていくかというのは、委員おっしゃるようにもう一度ちょっと再検討を、業界と一緒に、これは業界というのは建設業協会だけじゃなくて専門工事業団体、そこも含めて、技能士の、ここも含めて今やっていかないと、本当に5年後、10年後は人がいなくなるという心配があります。人がいなくなれば、公共事業を発注してもする人がいないし維持管理もできません。

だからそこからもう一度、おっしゃるように立ち返って、建設産業全体をどう立て直すかということを考えていかないとということで、まず今年度は人材育成と技能士数、この辺をしっかりと育てていこうと。それから、やっぱりそうすると賃金といいますか、ある程度の給料を確保できるような、利益を出すような仕組みにしていけないといけませんので、そのために発注者は何をしないといけないかということのも、もう一度改めて考えられないといけないということになってますんで、ある程度利益が出るような仕組みも行政としては考えていかないといけない。で、担い手を確保していく、それでもう1回この熊本県建設産業をどうやってつくっていくかというのをもう一度、業界いろいろな団体と一緒に考えていきたいというふうに思ってます。それで若手を確保していきたいというふうに思ってます。

○鬼海洋一委員 おっしゃるとおりだと思います。私たちは産業開発青年隊なくするときにも随分議論したんですね。そのときに、今ある意味での客観的にあるいは主体的に熊本県下の状況をどう見るかという意味では、少し整理をしながら、そして産業界といいますか建設業界の体制を強化をするということをしていってほしいということ

で、建設産業プランというのはその中に出てきたんですよ。ところが、そのときに考えた状況と今日社会的な変化というのは少し考えなければならぬ要素が出てきているんじゃないかというふうには思います。例えば、今、国は強靱化政策を出しました。この中で、例えば公共の施設、こういうのが耐用年限を過ぎてずっと整備していかないかぬという状況になってきている。そういうものに耐え得る業界としての、そういう需要に耐え得る能力を現下持っているのかどうかということについても、さまざまな問題がある。そしてこの前、さっき言いましたように工業高等学校が現場に行くということについて推奨している。じゃ、あのとき議論した産業開発青年隊を解散をしたということはどういうものだったのかということを含めて、じゃ各工業高校の土木関係なり建設関係のその分野というのが現状でどうあるかということを考えてみると、そこだって問題になっているわけでしょう、各企業、学校のですね。そういう意味では、もう1回その辺の根本的な状況について見直す、そして明確な熊本県としての新たな段階におけるこの産業構造の変化に伴う建設業の戦略というものについて見直していくべき時期に来ているんじゃないかということ意見を申し上げておきたいというふうに思います。そこで何かそういう思いで、私発言いたしました、部長、答弁があればお答えいただきたいとします。

○猿渡土木部長 今、監理課長からお話ししましたように、県内のやはり建設業というのは疲弊をしておりますけれど、全国的にもやはり行き過ぎた受注競争等がありまして疲弊をしているというような状況であります。

こういった疲弊した業界の現状をどうかしようということ、現在といいますか、ことしの6月だったと思いますが、建設3法、品確法、入契法それから建設業法の改正があり

ました。これの大きな柱というのが中長期的な担い手の確保というようなことでもあります。

現在、品確法のその運用指針といいますか——を、国のほうで今つくっていただいているところです。もちろん、これまで地方公共団体のほうにも意見照会があって、こちらからも意見を出しまして、その指針を年内につくるといようなことになっております。

そういうことを受けながら、我々も熊本県内の建設業の中長期的な担い手の確保についてはしっかりとやっていかなければいけないということ考えているところでございます。

そしてまた、今お話がありましたように人材育成、人材確保につきましては、県それから学校関係者そして業界という3者で、あり方検討委員会を進めておりますので、そういう中でどういう形でそういう担い手の育成、人材確保、こういったものを進めていったらいいかということ、これをまた年度内にそういうものを作成していきたいというように予定しているところでございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 やっぱり少し考えないかぬ時期にきているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いしておきたいとします。

○岩下栄一委員長 大変重要な議論の展開になりましたけれども……。（発言する者あり）

○堤泰宏委員 今ですね、監理課長さんそれから技術管理課長さん、部長さんのお話聞きましたけれども、私はそんな甘いもんじゃないと思うんですね。もう国の借金が今1,280何兆、これ若い人みんな知ってますよ。将来、公共事業がどうなるのかね。だから行かないんですよ。

それから、公共事業が全盛時代に、一番第一線で働いておったのは農家の人たちですよ。特に私は、もう体験談で言いますけどね、私の同級生なんかは百姓しよって、ほとんど土方に行っていましたよ。それも年取った。しかし、子どもたちには百姓を継がせない、土木の仕事も、孫請、下請がきても、阿蘇辺の人は市内あたりに人夫に出てこない、来れない。専従土木従事者というのは、現場員の何割ですよ。ほとんど兼業農家または、漁師の方は私知らぬけども、恐らく漁家の方も出てきておられたと思うですね。我々の団塊の世代、人間がたくさんおって農業しながら、もう現金稼ぎは必ず土方に行くと。そういう人たちがだんだん淘汰されてきて、農家にも跡取りがない。すると国はもう財政破綻しておる、将来どうなるか。若い人は自分の人生考えますよね。ですから、私たちがどんなに自分たちのことを中心に考えて、インフラ整備をせにゃいかぬ、土木の作業員をつくらにゃいかぬ、技術屋をつくらにゃいかぬと言っても、将来性のないところには若い人は就職しませんよ。昔は、熊大、九大、土木部、難しかったね、工学部の土木科、建築科。今はですね、今も難しいけども、昔に比べると事情が大分変わっておるですね。それは、もう若い人たちの選ぶ権利だから、どんな育てようと思っても育たないですよ。ということは、新しい展開を考えにゃいかんですよ。将来、予算はもっと減りますよ。その予算が少なくなった中で道路の維持管理、橋梁の維持管理、上下水道の維持管理を公共事業でどう賄っていくか、僕はそっちのほうを考えたほうがいいと思うんですね。

答えは要らぬですよ。皆さんがそれを答えると大ごとになる、私も言うてよかか……。言うたですけどね。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

いろいろな問題提起がございましたが、今後、建設委員会等での議論にまた委ねていきたいというふうに考えています。

時間が随分経過しましたので、このくらいで終結してよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩下栄一委員長 はい。それでは本日の決算特別委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長